

# 予算特別委員会会議録

開会 令和7年3月18日

閉会 令和7年3月27日

寒川町議会

出席委員 小泉委員長、廣田副委員長  
山上委員、山田委員、横手委員、吉田委員、太田委員  
岸本議長

欠席委員 なし

説明者 原田環境経済部長、大平産業振興課長、中島主査、牧田主査  
大山環境課長、戸村副主幹、椎野副主幹、赤井副主幹、伊藤副主幹、越原主査、前田主査  
西島農政課長（兼）農業委員会事務局長、吉田主幹、広田主査  
畠山都市建設部長、勝又道路課長、栢沼技幹、彦坂副技幹、春日主任主事  
富田下水道課長、山本副技幹、丹内副主幹  
水越都市計画課長、大野副技幹、鈴木主査、岸主査  
飯田まちづくり担当参事、鈴木倉見拠点づくり課長  
飯尾都市整備課長、小林副主幹  
徳江会計管理者（兼）会計課長、袴田副主幹  
三枝選挙管理委員会事務局書記長、芹澤主任主事  
磯崎監査委員事務局長

案 件

（付託議案）

1. 議案第13号 令和7年度寒川町一般会計予算
2. 議案第14号 令和7年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第15号 令和7年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第16号 令和7年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第17号 令和7年度寒川町下水道事業特別会計予算

---

令和7年3月24日

午前9時00分 開会

【小泉委員長】 おはようございます。3日目となりました。本日は、予定としましては、環境経済部産業振興課からスタートいたしまして、その後、午後、道路、下水道、都市計画、倉見拠点づくり、都市整備、そして会計、選挙管理委員会、監査委員と順番に進むこととなりますので、よろしくお願いいたします。

本日また傍聴の申出の2名の方が来られていますが、これを許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小泉委員長】 では、併せて執行部入室のため暫時休憩といたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

では、環境経済部産業振興課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 おはようございます。それでは、環境経済部が所管いたします3課の予算審査をよろしく願いいたします。初めに、産業振興課の予算審査になります。説明につきましては、大平産業振興課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【小泉委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 それでは、環境経済部産業振興課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、産業振興課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。タブレット資料は2ページをご覧ください。勤労者福祉事務経費ですが、勤労者の相互連携や交流を図ることにより地域における貢献を進めるための費用で、旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。次に、負担金、補助及び交付金の負担金でございますが、障害者の交流と勤労意欲向上のため、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町と湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会との共催で行う湘南地区障害者卓球大会への負担金といたしまして、3万円を計上させていただきました。次に、補助金でございますが、補助金等の説明資料タブレットの11ページに記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料3ページ、勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代で、中小企業に勤務する方を対象に、同一業種に長く従事し、技能、技術の錬磨及び後進の育成等に寄与した方を表彰するもので、本年度は、技能功労者2名、優秀技能者4名の方々を表彰しております。次に、負担金、補助及び交付金でございますが、負担金は、湘南合同就職面接会負担金で、ハローワークと藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が連携して実施する面接会への負担金で、3万2,000円を計上させていただきました。補助金につきましては、補助金等の説明資料タブレット11ページに記載のとおりでございます。次に、貸付金でございますが、勤労者福利資金預託金で、勤労者の生活安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託するものでございます。なお、貸付限度額は300万円で、融資枠は3倍協調となっております。下表の特定財源は記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料4ページ、職員給与費につきましては、環境経済部長を含む職員10名分の人件費でございます。

次に、タブレット資料5ページ、商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張旅費でございます。

次に、タブレット資料6ページ、商業振興事業費の報償費は、町商工会が事務局となって実施しております優良小売店舗表彰の町長賞1店舗分の記念品に係る経費でございます。次に、負担金、補助及び交付金でございますが、まず、負担金につきましては、湘南ビジネスコンテスト負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で開催しております域内の起業家の皆さんがビジネスプランを競うコンテストへの負担金といたしまして2万5,000円を計上させていただきました。次に、補助金につきましては、補助金等の説明資料タブレット12ページに記載のとおりでございますが、主な部分についてご説明させていただきます。まず、商工会補助金は、町商工業の総合的振興を図るため町商工会に対して助成を行

うものですが、令和7年度につきましては、デジタル地域通貨さむかわPayのランニング費用及びポイント還元事業に対する費用の補助を含めて計上しております。ポイント還元事業につきましては、夏頃に大規模なキャンペーンの実施を予定しており、大規模キャンペーンを実施していない月につきましては、通常ポイントとして1%程度のポイント付与を予定しております。次に、寒川町にぎわい創出支援事業補助金は、町内におけるにぎわいを創出する事業や地域商業振興のための事業を行う団体等に対して補助を行うもので、本年度につきましては、ラーテルイベント実行委員会の寒川いぬまつり、寒川ビッグタウンロック実行委員会が実施いたしましたさむかわビッグロックフェスティバルなど2つの事業に対して支援を実施しております。産業まつり交付金は、町産業の総合的な振興を図るため毎年11月に開催しております寒川町産業まつりの実行委員会に対して交付するものでございます。本年度につきましても、多くの方にご来場いただき楽しんでいただけたものと思っております。

次に、タブレット資料7ページ、企業支援事業費は、商工会や各支援機関と連携し、商工業者に対する総合的な支援を行い、エコノミックガーデニング事業を推進することにより雇用の吸収力ある工業基盤の強化を図るための事業でございます。報償費は、中小企業支援のために配置した地域経済コンシェルジュの活動に対する謝礼と、中小企業向けセミナー開催に伴う講師の謝礼でございます。需用費の消耗品費は、地域経済コンシェルジュの名刺代でございます。次に、使用料及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備しております市場情報データを使用するための経費でございます。負担金、補助及び交付金の負担金は、産業のまちネットワーク推進協議会負担金で3万円を計上させていただきました。この協議会は、東日本にある工業都市で工業振興に力を入れている都市の産業政策担当者で組織する協議会で、担当者の意見交換や研究会を通して、各自治体が抱える問題の解決を促し、併せて地域間企業のネットワーク化を進めることで地域経済の発展を図ることを目的としております。補助金につきましては、補助金等の説明資料タブレット13ページに記載のとおりでございますが、主な部分についてご説明させていただきます。中小企業事業資金融資利子補給金は、中小企業者の経営合理化促進及び振興を図るため、町内中小企業が町事業資金融資を活用した場合の融資に対して利子の一部を金融機関へ利子補給するものです。次に、貸付金でございますが、中小企業融資貸付金預託金につきましては、中小企業の経営安定化と振興を図ることを目的に町の中小企業事業資金融資、中小企業施設整備資金特別融資を行うための資金を湘南信用金庫、平塚信用金庫、横浜銀行、静岡中央銀行の4金融機関に預託するものでございます。

タブレット資料7ページ、下表の特定財源は記載のとおりです。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。企業等立地促進事業費は、地域産業の振興を図るため、既存企業の町内での投資や新規立地等をする企業に対して税の軽減や雇用奨励を行うための事業費でございます。負担金、補助及び交付金でございますが、補助金等の説明資料タブレット13ページに記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料9ページ、観光事務経費でございますが、旅費は職員の出張旅費でございます。需用費の光熱水費は、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジ入口に設置しております、町観光案内看板につきまして、夜間のライトアップに伴う電気使用料でございます。役務費は、寒川駅南口、北口及び寒川北インターチェンジに設置されております周辺案内看板等の建物共済保険加入費用でございます。

次に、タブレット資料10ページ、観光振興事業費の需用費の消耗品費でございますが、県内外で実施する観光キャンペーン等に配布するノベルティーを購入するための経費でございます。次に、負担金、補助及び交付金でございます。まず、負担金につきましては、湘南地区の市町で組織する湘南地区観光振興協議会負担金14万5,000円と、県内市町村と観光物産関連団体で組織する神奈川県観光協会負担金3万円でございます。次に、補助金につきましては、補助金等の説明資料タブレット14ページに記載のとおりでございます。

以上で、産業振興課所管の令和7年度予算についての説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 3点、まず6ページなんですけど、この中で商業振興事業費のまず住宅リフォーム制度について、7年度はどのような状況になるのかお伺いします。そのページで、さむかわP a yのことなんですけど、これについて建設経済常任委員会協議会では説明があったと思うんですけど、参加しなかったの、ここで確認したいと思えますけど、さむかわP a yについて、少しずつ普及していると思うんですけど、スマートフォンを持っていないと、アプリがないと使えないと思うんですけど、スマホを持っていない人への対応というのはどのように考えているのかお聞きします。それと10ページの観光事業なんですけど、これに関して観光協会とかが、かなりいろいろなことに取り組んで寒川のPRをしていると思うんですけど、それについて、あと寒川町として観光資源を増やす方策というのはどのように考えているのかお伺いします。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 住宅リフォーム制度につきましては、今年度と同様に上限3万円の補助をさむかわP a yにおいて助成するという形になっております。2点目のさむかわP a yのアプリを持っていない人への対応ということなんですけども、国全体でもデジタル化の推進と言われておりますし、アプリの保有率も、世帯でいいますと8割から9割程度の保有ということになっておりますので、現状アプリでの対応を考えております。持っていない方へのというのは、例えばカードですとか、そういったことで対応している自治体もあると思うんですけども、現状デジタル化の推進もありますので、町ではアプリでの対応のみで考えております。それから観光なんですけれども、町として観光協会が今いろいろなツアーに力を入れておまして、寒川神社のレイライン体感ツアーですとか、各種ツアー、東京とか、埼玉、千葉からのご参加、それから大阪、北海道からのご参加も最近は見られているようでございます。今後観光協会においては、ツアーに来て町で消費していただく、お昼を食べていただくですとか、ちょっとしたお土産を買っていただくですとか、そういったところにも力を入れていきたいと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 それでは、まず、住宅リフォーム制度なんですけど、3万円さむかわP a yというこ

とですけど、件数としては今年度と同じということで、件数とか、あと影響額、経済効果というのがどのようになっているのかお聞きします。あと、さむかわP a yなんですけど、スマホを持っている人が8割、9割ということで、例えば残りでも1割から2割の方が持っていないということでもありますので、それに関して説明がありましたけど、ほかの自治体ではカードとか、そういうもので対応できているということでもありますけど、さむかわP a yは、たしかQRコードを使ってやるタイプなのかなと思ってはいるんですけど、そうだったらカード式にして、カードにQRコードをつけてやれば対応できるのかなと、あと申請のことですね。今までは電子マネーという形が多かったと思うんですけど、QRコードで読み取る形になってきていると思うので、逆にそれだったら簡単に持っていない人にはカード式で対応すれば、そんなにお金もかからないのでできるんじゃないかなと思ってしまいますけど、それについての対応をお願いします。あとそれと観光資源に関しては、結構あちこちで観光協会の方とよく擦れ違って、よく会うことがあるので、寒川神社でもレイライントツアーとか、そういうのも大々的にやっているのは見えていますので、そういうところはしっかりとお互いに協働してやっていっていただきたいと思えますので、これに関しては要望として言うておきます。

以上です。2点だけお願いします。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 住宅リフォームにつきましては、今年度は200万円の予算だったんですけども、令和7年度につきましては、20万円増額しております。経済効果等についてなんですけれども、3年間程度をお答えすればよろしいですね。令和5年度につきましては、経済効果として9,027万5,579円、令和4年度につきましては、9,633万9,154円、令和3年度が1億3,792万9,042円、以上でございます。さむかわP a yのQRコードであるので、カード式でもというご質問だったかと思うんですけども、加盟店の準備する費用ですとか、そういったところが大きくかかってくることもございます。ですので、今回はデジタルのみで対応させていただくということで、町としては決定いたしました。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず住宅リフォーム制度ですけど、令和3年が1億3,000万円ということで、少しずつ減っているという状況があります。ただ、補助金としては20万円増やしているということで、件数は増えてくるのかなというところがありますけど、これに関してはしっかりと業者の方に周知していただいて、結構今住宅リフォームを町外の業者が結構あるので、なるべく町内の業者が仕事ができるような体制を整えていただきたいと思えます。あとそれから、さむかわP a yなんですけど、デジタルだけで対応ということで、決定したということですけど、これに関してはこれからどんどん普及していくと思えます。利用者の方からの意見とか、そういうのを反映させていただきたいと思えますので、それに対してしっかりとまたいろんな町民の方からの要望とか、そういうものがあつたら酌むようお願いいたします。

以上です。

【小泉委員長】 要望で大丈夫ですかね、どちらも。では、他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 少数がありますので、よろしくお願ひします。まず、さむかわP a yについてですけれども、ランニングコスト及びポイント還元事業に対して助成1億4,896万2,740円、これは理解はできるんですけれども、またこの事業の目的は、消費活動の活性化を図り、地元の店舗を応援するということだとは思いますが、この事業の効果測定みたいなところというのはどういうところに置いているのか。損益分岐点みたいなのを黒字にする、どうなったら黒字になるのかというのを教えていただければと思います。

それから、2点目、観光協会の補助金に関してですけども、増加している分は、彼らは非常に頑張っているの、いいかなと思っています。これはもう一回体制強化の費用として増えているみたいですけど、金額の根拠、そして具体的な体制強化は、どういうところを体制強化しているのかというのを教えてください。それから3点目、企業立地についてですけど、50万円なんですけど、昨年12月の一般質問でもありましたけど、多分今官から民に売るのがないというのが現実だと思って、民にどうやってうまく情報を得て、そこに入り込んでいくかとか、それをうまく活用していくかという形だと思うんですが、現実に愛媛の西条というところで、農地を転用して工業地域をつくる形をとり始めているんですね。というのは、もう限界で、やっぱり企業誘致をやらないと、正直言って、税収がこれ以上増えないだろうというところになって、企業誘致をしなきゃ駄目だと、だからそのために新たに土地をつくるには、そういう形で農地転用みたいなことをしていかないと駄目だろうということで、愛媛の西条でそういう形でやっています。特に今半導体事業は、熊本なんかでもTSMCなんか盛り上がっていますけども、そういったところを誘致しようという形をとっているんですが、いわゆる農地転用、今土地はあるのに誘致できない、いろいろな縛りでできないというところを農地転用するような考え方というのがあるのかお聞かせください。それから4点目が、これは入ってはいないんですけども、補助の部分で運送業者に対する燃料費高騰の補助というのは考えたことはあるのか、それをお聞かせください。それと、すみません。ビッグロックフェスとは何ですか。これを教えていただけますでしょうか。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 まず、1点目のさむかわP a yの効果測定なんですけれども、今年度末のK P Iでいいますと、決済金額は1,600万円で、2025年度末で1億2,000万円、26年度末が1億5,000万円、そしてその先に目指す1つのくくりとして3億円を考えております。3億円ですと、換金手数料でシステムの利用料が賄える、システム利用料が年間約500万円程度かかるんですけれども、その辺を賄え得る利用料と、そのほかにチャージ手数料がかかりますけれども、システム利用料が賄える3億円を目指す1つの区切りと考えております。2点目の観光協会なんですけれども、今回増額した分につきましては、事務局長が管理職になられるところがありまして、その手当の分と新採用の職員といえますか、正規職員に1名する費用で合計360万円程度増額とさせていただきます。3点目の企業立地なんですけれども、いろいろなお問合せも町にいただけるという現状は今までもお話しさせていただきましたけれども、工業を持ってこられる土地がないということは担当としても認識しております。農地転用につきましては、もろもろ調整もしなければいけないことも多くございますので、町としてどうしていくのかというところは、これから検討していかなければいけないのかなと考えております。ビッグロックフェスティバルを先にお答えさせていただきます。若者が町で楽しめることがないという

ころで、ロックフェスティバルで楽しんでいただくとところが1つの趣旨なんですけれども、そこに町の商業者ですとか、そういったところに来ていただいて、商業の販路拡大に結びつけていくというフェスティバルになります。

【小泉委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 4点目の運送業者に対する支援についてなんですけれども、今年度神奈川県トラック協会からそのような要望をいただきまして、そちらの回答、趣旨をお答えします。トラック協会からは、地方創生臨時交付金を何とか補助金に充てられないかというご質問だったんですけれども、こちらは今のところ、さむかわP a y でほとんど使い切ってしまうということでしたので、その補助金は充てられないという形でお答えしております。あと短期的な補助金による対策ではなくて、運賃等が適切に価格転嫁等をされるのが肝要であるという形で答えております。町では、中小企業診断士の資格を持つ地域経済コンシェルジュが在籍していますので、価格転嫁とか、経営相談も承っておりますので、あと国や県その他金融機関の支援機関とも連携を取れる体制でありますので、経営に関するご相談は町産業振興課にご相談くださいという形で回答させていただいております。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。5つもお答えいただきましたが、もう一回、2回目の質問に行きたいと思います。まず、さむかわP a y、何で聞いたかという、これは要するにポイント還元事業ということは、永遠に寒川町は補助金を出し続けるということですよ。そうすると、本来は例えば、前からずっと言っていますけど、携帯キャリアの経済圏に入るとか、ドコモ、a u、ソフトバンク、楽天のそれぞれが経済圏を持っていますよね。そこに入っていることがすごく重要だと思っているんですけど、それがなかなか分かっていただけないところがあるのかなと思うんです。あとプラス、アマゾンも経済圏を持っていますから、そこに入ったほうが、正直なところ、利用の幅も、様々なことが広がっていくと思うんです。それがなかなか考えられていないまま、ずっとこのまま単体でいくと、恐らく3億円のお金が回って初めて500万円のシステム料を払えるということは、やっぱり永遠に寒川町は何億円かを払い続ける、補助し続けるという考え方でいいのか、それからどこかの経済圏に入る気はないのか、それをお聞かせいただけますか。要はこれだけの金額を出している以上、税金が使われているので、赤字というのはなしだと思うんですよ、ビジネス上は、正直なところを言って。当然黒字になって町民に還元するぐらいのものじゃないと駄目だと思うんです。それが弱いのかな、すごくよくやっているのは分かるんですけど、それが見えづらい、見えないし、実際どうなのかというのをお答えいただきたいなと思います。

それと併せて、さむかわP a y というんだったら、経済圏にはまだ入らないというのであれば、これだけの金額がかかるんだから、どこかスポンサーをつけてタイアップしていく方法もあるんじゃないかと思うんですよ。そういうことが考えられないのか。分かりやすく言うと、コンビニとかスーパーで商品を安売りされますよね。あれは結局、販売促進費ということで、メーカー側がお金を出しているんですよ。そういう考え方ができないのかお聞かせいただきたいです。それから2点目の観光協会については、とにかく人員をしっかりと強化していく、人材強化ということはよく分かりましたの

で、これは結構でございます。それから企業誘致についてもそうですね。考えていきたい、検討していきたいということなので、ぜひ検討していただきたいと思うんです。なかなか難しいとは思いますが、いつまでも、ありませんでは多分済まない状況になってきていると思いますので、いかに稼いでいくかということを考えないと、多分頭打ちになると思います。税収も当然頭打ちになりますし、いつまでも税収増が続くとは思えませんので、正直言って、今、好景気に見えていますけど、バブルだと思ってもらって結構だと思いますので、それはしっかりとお考えいただきたいなと思います。これについては結構でございます。

それから、運送業者に対する燃料費は分かりましたが、結局、町としては補助はしませんよということで、いろいろなバックアップの体制ができていますので、そこにご相談くださいというのが回答だと思いますが、意外と実は寒川町は、こんなに小さい面積なのに、運送会社さんが結構いらっしゃって、その方たちが本当に大変な状況の中で一生懸命働いていらっしゃる。今一番大変なのは、皆さんも何となく感じていらっしゃると思いますけど、とにかくびっくりするぐらい燃料費が高騰している。今から何10年前ですけど、リッター100円を切っていた時代が懐かしいぐらい、ほぼ倍ですよ。だからその辺のことも、本音を言うと、特にロジスティクスが日本の経済を支えているという意味では、寒川の経済をロジスティクスをやっている企業が支えているということをしっかり考えていただいた上で、ぜひご検討いただけないかということをご提案として申し上げておきたいと思います。

それと、ビッグロックフェスは、分かりました。イベントをやって、そこに町の商業者の方たちが絡んでいって、若者の支持を得ていく、若者にこういうビジネスがあるよということを知ってってもらうということで、いろいろとコラボレーションしているんでしょうけども、これにはどんなアーティスト系が出ていらっしゃるのか、ロックと言いますが、ロックは幅広くて、どの辺なのかと、ハードロックなのか、ヘビーメタルなのか、それともいわゆるロックンロールなのか、それからポップ系なのか、あとヒップホップなんかも今ありますので、どんな系列のところが集まって、どのくらい入っているのかということも教えていただけますか。

**【小泉委員長】** 中島主査。

**【中島主査】** ビッグロックフェスになるんですけども、こちらが音楽広場という団体さんが関係しているイベントになります。詳細まで把握し切れていない部分があるんですけども、そちらの音楽広場さんが関わっている音楽のイベントになります。

以上です。

**【小泉委員長】** 大平課長。

**【大平産業振興課長】** 1点目のさむかわPayについてなんですけども、この地域通貨を始めたのが、全て町内で循環できるような仕組みで、この形を採用してきました。ドコモ、au、楽天の経済圏を巻き込むというところが、このシステムだと不可能、できないと考えております。補助し続けること、今年度は大規模キャンペーン等もありますので、多くのお金がかかっておりますけれども、基本的にチャージ手数料とシステム利用料、そういったところを町で補助していくのかなと思っております。スポンサーをつけてタイアップというところにつきましては、今まで考えていなかった部分なんですけれども、非常に有効なことなのかなと思いますので、商工会も交えて検討させていただきたいと考えており

ます。

【小泉委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 4点目の燃料費なんですけれども、こちらは原油価格の高騰とか、世界経済の影響を受けますし、今国でガソリン税の議論もされていますので、状況を見つつ検討していきたいとは考えています。よろしくお願いします。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 どうしてもさむかわP a yは成功させたいので、聞いていると、本当にごめんなさい。この小さな商圈の中で本当にやっていけるのかという話。それで恐らくキャンペーンを打ち続けないと駄目な状況になってくると思うんですよ。そうすると恐らく相当頭打ちになると思います。だからそれをどうするかというのは考えていかなきゃいけないと思うんですよ。こういうので批判が出たから、大規模なキャンペーンはできませんよとなったら、多分尻すぼみになっていくし、でも、どんどんこれを認知させて、お金を回していくのだったら、ずっと未来永劫とは言いませんけど、キャンペーンを徹底的にやっていかないと、恐らく根づかないと思うんですよ、この商圈の中では。だからいわゆる携帯キャリアとか、アマゾンとかの経済圏とタイアップしていくべきだし、それからプラントをつけてタイアップしていくというのはありだと思います。これは考えてくれるということなので、いいんですけど、多分本当に厳しいと思います、正直なところ。本当にずっと永遠に何億円も、寒川町がキャンペーンをやらないと言って出し続けなくなったら、恐らく尻すぼみになるし、でも、守らなきゃいけないんだしたら、どう守っていくかというのをちゃんと考えていただきたいと思うんですね。これは物すごくいい仕組みだし、寒川町の商工業を発展させるには間違いなく必要だし、経済を回していくには絶対的に必要なものであるからこそ、町として真剣に絶対的に生き残らせるためにどうするかというのを考えていってほしいなと思っていますので、それはまた別のところで提案させていただきたいと思いますので、とにかくしっかりやっていただければと思いますので、これは意見で結構でございます。分かりました。運送会社に対して、もちろん国の動向とかを見ていっていただきたいと思うんですが、可能な限り、もう一回言いますが、寒川町には思った以上に運送会社さんがいて、その方たちがこの町の税収を支えてくださっているのも間違いのないところをしっかりと認識させていただきたいと思いますので、これも意見として結構でございますので、よろしくお願いします。全て意見で結構でございます。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 大きくは1点になるかなと思います。まず今、横手委員が様々お話をされていたところと少しかぶりますけれども、まず、さむかわP a yの件でございます。地域のお金は地域に還元していく、その仕組み自体は私もすごく推進してきましたし、今年度導入できたのはまずはよかったなかと考えますが、これを根づかせていくというのは、本当に並大抵ではないなと思っています。これを1つ入れた背景の中には、今までの共通商品券の預託金の課題も1つあったのかなと思いますけれども、商品券の令和7年度以降の対応として、さむかわP a yに完全に切り替えて発行は中止をしていくのか、その辺をまずお聞かせいただければなと思います。あと、今年度アプリのインストール数をどのぐらいにというのは、先ほど横手委員にもう少し大きな立場で聞いていただいたので、細かいところ

はいかなと思うんですけれども、夏頃に大規模キャンペーンをやっていくということですが、どのぐらいを考えているのか、実は今通常であれば1%の還元というお話がありました。今3%の還元をさせていただいていると思いますけれども、早速2月から導入して町外のお客様が使おうと思ったときに、やっぱり3%ではねというお話がありました。そのときは私も大規模キャンペーンをやるという情報を知りませんでしたので、そうですねという話をしながら、また今後しっかりと導入されていくので、確認しておきますというお話をさせていただいたんですけれども、大規模キャンペーンはどのぐらいの還元率を想定しているのか、もし今この段階で言えるようでしたらお答えをいただければと思います。さむかわP a yを導入することによって、もちろん地域は活性化していくんだと思うんですけれども、循環もしていくんだと思うんですけれども、それには以前からずっと言っていた既存の店舗が、いかに魅力的になっていくかが1つの大きなポイントだと思っています。なかなか今の状況では、こういったアプリの仕組みができて、魅力ある店舗でなければ、町内の方はもちろんですけれども、町外からお客さんが来たときに、あそこの店に行ってみよう、あそこのおいしいものを食べてみよう、ここのすてきな品物を買ってみようということにはつながらないと思いますので、その辺の強化というのを、飲食業協会、あとはすいせんカードを使っている商組さんとか、様々またあると思うんですけれども、そういったところも巻き込んでいかないと、なかなか難しいのかなと思います。その辺をどのように令和7年度は、さむかわP a yを導入することによって考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。そしてそれに絡めて、来年度地域コンシェルジュの方が1名減となるということですが、以前2名から3名、3名から今4名になっていて、そのうちの1名が商業系のコンシェルジュさんですが、この方の今後の役割が物すごく大きくなっていくかなと思っているんですけれども、その辺で何か令和7年度に戦略的に仕掛けていくものがあれば、お聞かせいただければと思います。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 まず、1点目の商品券の対応についてなんですけれども、商工会とも商品券の取扱いについては日々話をしているんですけれども、例えば自治会さんですとか、そういったところでも現在使っているんで、今すぐ中止はできないんですけれども、当然長い先のことではなくて、ある時期に来たときには事前に自治会さんですとか、日頃使っている団体さんにその辺の説明をさせていただきながら、どこかで新規の発行はまず中止とさせていただき、その後しばらく使っていただく期間は、今お持ちの方もたくさんいらっしゃると思いますので、その辺についてはきちんと周知をして対応してまいりたいと考えております。

2点目の大規模キャンペーンについてなんですけれども、担当としましては、30とか35とか、いろいろ検討はしているんですけれども、ここで商工会で、さむかわP a yの検討委員会的なものを加盟店さんと、それからアプリの開発事業者と町と商工会と、その辺で検討会をつくってまいります。その中で加盟店さんのご意見等も伺いながら、40%にすると大変インパクトもあるんですけれども、短期間で終わってしまいますし、その辺をどういったところで決めていくのか、30にするのか35にするのか、その辺は加盟店さんと一緒に検討していきたいと思っております。

既存の店舗が魅力的になっていかなくはというところなんですけれども、当然その加盟店さんの創意工夫みたいなのところももちろん大切な部分だと思っておりますので、今アプリの中にプッシュ通知機

能というのがありまして、それぞれのお店さんがさむかわP a yを使っていたら、この商品を買ったら、これぐらいで買えますよとか、この期間、さむかわP a yでしたら、これだけの値引きをしますよとか、そういったことにも取り組んでいただいておりますので、そこはアプリ開発の事業者とともに、使い方についても加盟店さんには料飲を通してとか、商組さんを通して、またお話はさせていただきたいなと思っております。それとコンシェルジュについてなんですけれども、商業系といいますか、信用金庫さんを辞められてコンシェルジュになった方がいらっしゃるんですけれども、商業を中心にとお願いしておりますので、今後さむかわP a yを使つての支援についてもコンシェルジュからご説明させていただいて、ご相談に乗っていただければと思っております。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず、商品券の今後の動向というか、その辺は分かりました。どこかで区切りをつけていかないといけないのかなと思っておりますので、そんな遠くない未来の中で、難しい部分ではありますけれども、ぜひやっていただければと思います。これはご回答は結構です。それから大規模キャンペーン、30~35、いつか50%というものもありましたけれども、妥当というか、上がれば上がるほどいいのかなと思います。

また、商工会で検討会が立ち上がるということですので、その中でしっかりと議論していただければと思います。今年は寒川町は85周年、前段の担当課でも話をしましたけれども、もともとやる予定があったのか、なかったのか、あまり記憶がないんですけども、80周年のときはコロナの中だったので、そんなに大きなことはなかったかなと思っております。本当は周年で90周年なんだろうけれども、本当に多くの町民の方たちからは、もちろん基礎的なインフラの整備とか、いろんな福祉の生活面というのは、通常やらなければいけないことをしっかりやっていたというのは承知しているんですけども、町民の方からすると、何も還元が見られないというお声は、直近で選挙がありましたけれども、本当に多くいただきました。個人的に何かを欲しいとかということではなくて、町として町民に対しての直接的な『「高座」のころ。』というか、そういったものがここ数年というか、何もないというようなお話も、本当に多くいろんな角度から聞きましたので、5周年刻みでどうかなとは思いますが、80周年が大きくできなかった分、ちょうどいいと言ったら何ですけども、さむかわP a yを活用しながら、夏の賞与も出ますし、そういった中で大きく冠事業としてぜひ付加価値をつけてやっていただけると、町民の方もうれしいですし、またそのことによってさむかわP a yがさらに周知されて、使われてという形で店舗の皆さんもまた意欲が湧いてくるような循環ができていくのかなと思いますけれども、その辺について担当課でできるのか分からないんですけども、お答えがあればよろしく願いいたします。

それから、商業系のコンシェルジュの件ですけども、金融機関を辞められた方が中小企業診断士になってということでした。金銭的などというか、お金の部分では、もしかしたらすごくいいのかなと思うんですけど、魅力ある店舗というところで活躍していただけるのかどうか、私もよく見えないので、ぜひいろんなところに行ってくださいながら、どうすれば寒川の町民、また200万人が来る寒川神社とか、また観光協会の皆さんが、この間もいろんなところで旗を持ってウォーキングしている姿を私もよ

く見ましたので、そういったところにつなげていく魅力ある店舗づくり、商業系につなげていただきたいと思いますけれども、その辺の強みというのは持っているのかお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 夏、さむかわP a yについてなんですけれども、町が85周年で、付加価値の冠をつけてというところなんですけれども、産業振興課だけでは難しいのかもしれないんですけど、検討はしていきたいと思っております。

【小泉委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 3番のコンシェルジュの商業に対する強みなんですけれども、おっしゃるとおり、コンシェルジュにも得意分野がありまして、今までは製造業に強い先生方ということで、今回は金融出身ですので、太田委員おっしゃるとおり、財務の面は特に強いということで、ただ、店舗を自分でやってきたというわけではないので、その辺も補うような形であれば、例えばほかの支援機関とか、金融というか、寒川エコノミックガーデニング推進協議会というほかの支援機関もありますし、そういう強みがあるところに橋渡ししというのができるんじゃないかと思っておりますので、昨年度もそれでデジタルセミナーを一般向けにやりましたので、そういう形で魅力ある店舗で何かできたらいいなどは考えております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、先ほど何人かの委員の方からもご質問があったと思うんですが、観光振興事業費について伺いたいと思います。まず初めに、町が目指す観光振興の基本的な考え方を伺いたいたいです。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 町が目指す観光なんですけれども、今までも寒川町が一般的に言う観光地、温泉があるですとか、海があるですとか、そういったところとまた異なる部分もありますので、まずは町民に楽しんでいただいて、そこから外の方に発信していただくような観光を進めてきた経緯はあるんですけれども、観光ですので、外の方に来ていただかなければいけないものだと思っております。それは観光協会も、先ほどもお話ししましたが、ツアー等で全国的に誘客しているような状況もありますので、最終的には現状できていることは、まずは中の人に楽しんでいただいてというところかもしれないんですけれども、当然外の方に寒川町を知っていただいて、来ていただいて、それで町にお金を落とさせていただける、そういったところが町が目指す観光かなと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 ちょっと厳しい言い方をするんですが、以前の予算委員会でも私は質疑させていただいております。観光費の予算のほとんどが観光協会への補助金で、町独自の取組が見受けられないんです。あとは観光資源として浜降祭が大きなウエートを占めていると思います。今回、補助金でも55万円計上されていますので、そういった中で町には宿泊施設、または付随する観光資源が乏しいと思うので

すが、何をもって観光とするか、また産業としての位置づけとするか、それを伺いたいと思います。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 宿泊施設につきましては、今いろいろ商工会でも、にぎわい交流創出ゾーンについて検討はしているところなんですけれども、なかなか観光が町として大きく打ち出せていないところもあるかと思います。観光協会が中心になるんですけれども、観光は大きく観光協会で担っていただくのが町の考えでございますので、1つの産業ではございますけれども、中心として実施していただくのは観光協会さんかなと考えております。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 私は2点、簡潔に努めますけれども、1点目が、商業振興事業費、寒川町にぎわい創出支援事業補助金に関してでございます。380万円の増額がされておるところはございます。ご説明いただいた流れで体制強化の話がございました。内容を否定するものではございませんが、個人的に体制強化の話は、この振興事業費の中に入るとするのは少し違和感を覚えるところではありますけれども、それに関しては置いておくんですが、商業振興を先に言いますね。商業振興なんですけれども、寒川町にぎわい創出支援事業補助金の30万円の算出根拠、30万円入っていますけれども、昨年度のお話は先ほどのご説明の中でいただいたんですが、これはたしかマックス1事業50万円で、年度ごとに減っていったり、何分の何補助という形になっていたかなと思うんですけど、この是正策なんですよ。何でこの額を見込んだのかというところ、寒川町にぎわい創出支援事業商業団体等への補助金、今年度ついているところ、1点目はそれです。見込みの算出根拠です。2点目、観光振興事業費でございます。体制強化のお話がありましたけれども、内訳が14分の14ページ、最後に載っているとは思いますが、いろいろなところに補助が入るとは思うんですけども、これ以外の町の伝統事業等もやっぱり大変な状況下にはあるとは思いますが、その辺りはどのような考えがされておるのかお尋ねします。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 観光の55万円の補助金のことでよろしいでしょうか。2点目を先によろしいでしょうか。55万円の浜降祭補助金なんですけど、浜降祭の実行委員会に対して35万円、今年度5万円の増額をしております。こちらが物価高騰ですとか、そういったところもあって、5万円の増額をしております。残りの20万円につきましては、神輿まつり実行委員会に対して町が交付しております。

以上です。

【小泉委員長】 中島主査。

【中島主査】 1点目の寒川町にぎわい創出支援事業補助金のご質問かと思われま。今回30万円の計上になるんですけれども、これまでの過去の実績で、おおよその数値を算出しているものとなっております。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ごめんなさい。順不同に聞いちゃったものですから混ざっちゃって、すみませんね。観光振興事業費は、今55万円の中でご説明いただいたところではあるんです。もちろんこれも聞きたか

ったことではあるんですが、要するにこれだけですかねということを知ったんですけれども、そういう意味で観光振興事業費全体の中でお尋ねさせていただいたところであったので、その辺は再度ご回答がいただけるようでしたら、いただければと思います。商業振興事業費の30万円は、去年度ベースの実績を根拠に今年度も見込んでおるところなんですけども、今までの説明の中でなかなか手を挙げてくださるのが難しいというお話は聞いておるところでございますが、これは盛り立てていくべきというか、町民の皆さんに参加していただきたい、そのためにはいい事業だと思いますので、是正策を次年度に考える予定はないのかということですね。昨年ベースのままいっちゃってよろしいんでしょうかねという担当課の思いを聞かせていただければと思います。

以上、2点で大丈夫です。

【小泉委員長】 吉田委員、2点目は、要するに観光ですかね。浜降祭と神輿まつり以外の町の伝統行事に対して何かしらの町としての補助というか、助成というか、全体の中でということですね。

大平課長。

【大平産業振興課長】 まず、観光なんですけれども、観光協会の補助金の中に事業費補助としていろいろ入っております。なので、直接的な補助としては浜降祭と神輿まつりなんですけれども、観光協会の中に例えば小出川彼岸花まつりですとか、そういった補助は事業費補助として計上させていただいております。にぎわい創出支援事業補助金につきましては、商業振興のために1つのツールとしてぜひ使っていただきたいところがあるんですけど、それはうちの周知も幾分足りないところもあるのかもしれないので、その辺はしっかりと対応していきたいと思っておりますし、また予算につきましては、不足がもし発生した場合につきましては、またご審議いただければと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 分かりました。何でこの質問をしたかということ、前段の同委員会の皆さんの質問の中で、さむかわP a yに関しては、いろいろ質疑がなされたので、私から深く突っ込むことはございませんけれども、ご説明の中でもあったように、さむかわP a yをきっかけに町内の地産地消的な経済的な循環が生まれることを望まれているとか、意図しているということは理解しておるんですけれども、いかに先ほど商業と観光業の中で連携がどのように取れていくのかな、さむかわP a yがちゃんとそのきっかけにちゃんとなるのか疑問に思っているところでして、どういった連携をこれから取っていくんでしょうかと最後に聞こうと思っておったんですが、先ほど横手委員と太田委員の質問の中で、さむかわP a yの協議会のようなものを考えられているというところでしたので、この協議会のようなものがどのような形を想定しておられるのかをお尋ねさせていただきたいと思っております。というのは、さむかわP a yをきっかけに業種間連携というのをどのように考えられているのか、現時点でのお考えで結構ですので、お尋ねさせていただければと思います。

1点、これはまた内容に関してなんですが、今、寒川町でラーメン屋さんがすごく増えているんです。しかも近隣自治体から有名店が寒川に来るといった話も増えていて、寒川はラーメン界隈で熱いんですよ。実はある漫画がありまして、いきなり寒川町が取り上げられているんです。それぐらい今ラーメン業界では寒川町は熱いんです。ただ、それは個人の店舗さんであつたりというのは、まちづくりの中に溶

け込みづらいというか、なかなか連携が取りづらいところがあるでしょうから、寒川町としても、そこそ寒川町とラーメン周遊マップなんかがあったら非常に魅力的だと思いますので、それは意見でございますから、結構ですけれども、そういったところも連携が取れるといいなと思っておりますので、現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 観光とさむかわP a yとの連携なんですけれども、今考えているのが、例えばツアーに来ていただいて、観光協会からポイントを付与します、そのポイントを使っていただいて町の飲食店でお昼を食べてください、そういったことも観光協会では考えていると話を聞いております。その辺の検討委員会というのが来年度から始まるんですけれども、それは加盟店さんと、それから現在はアプリを開発した事業者、それと町と商工会、そういったところに観光協会の職員さんにも入っていただくことは可能かと思っておりますので、また調整していきたいと思っております。ラーメン屋さんの周遊マップ等についてもご意見として、またその辺は何って検討させていただきたいと思っております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

それでは、廣田副委員長。

【廣田副委員長】 私は1点だけ。14分の8の企業立地促進事業なんですけど、先ほど他の委員さんからもあったんですけど、これは事業誘致の関係もあると思うんですが、事業費ベースで見ると、前の支援事業費と比べると、ちょっと薄いというのがありまして、これは新規企業に対しての町内進出、ここが入口になって支援事業につながっていくのかなと思っております。といったところで、政策的にこの事業を基にして新規の企業を呼び込むような取組を考えてられるのかどうかお伺いします。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平産業振興課長】 企業立地の関係につきましては、雇用奨励金を予算計上させていただいているんですけど、税制優遇が大きいポイントになりますので、そちらで税の軽減、固定資産税の軽減がメインになるかなと考えております。こちらの条例が令和8年3月末をもって一旦終了ということになりますので、新たな条例改正に向けて令和7年度につきましては、この中身についてももう一度課内でいろいろと検討して、使っていただけるような施策を検討してまいりたいと思っております。

【小泉委員長】 では、他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、環境経済部産業振興課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、環境経済部環境課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田部長。

【原田環境経済部長】 続きまして、環境課の予算審査のお願いになります。説明につきましては大山環境課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【小泉委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 それでは、環境課の令和7年度予算につきまして説明させていただきます。予算書の歳入につきましては、20～37ページ、歳出につきましては、50～53ページ及び68～71ページでございます。説明に当たりましては、タブレット資料020環境課予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、18ページ以降が、委託事業一覧でございます。

それでは、資料の2ページ、自然共生推進事業費でございます。自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため、環境団体との協働等により環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものでございます。報償費につきましては、目久尻川及びその周辺で実施する川の生き物調査隊並びに野鳥観察会の講師謝礼でございます。使用料及び賃借料につきましては、川の生き物調査隊実施に伴うライフジャケットの賃借料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、さむかわエコネットへの交付金ございまして、継続して実施していただいている河川の清掃活動や環境学習などの環境課との共催事業に加え、さむかわ中央公園のビオトープの整備、蛍の復活プロジェクトなど環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページ、公害防止対策事業費でございます。被服費につきましては、現場作業用の雨がっぱと長靴でございます。委託料につきましては、水質検査や大気、ダイオキシン等の調査、水準測量及び成果検定委託料ございまして、環境保全のための現状把握を目的としております。水質検査につきましては、継続的に小出川の2地点と目久尻川、一之宮第2排水路の4つの地点で調査を実施するものです。大気、ダイオキシン等の調査につきましては、一般大気、道路交通大気、騒音、振動、臭気、ダイオキシン類の測定を隔年で実施するものでございます。さらに地盤沈下の変動を監視するための水準測量でございますが、県及び近隣市町と調整し、こちらも隔年で実施しております。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。そのほか、予算計上はございませんが、環境保全協定を締結している事業所を対象に環境保全研修会を開催してございます。

続きまして、4ページ、有害鳥獣等対策事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、蜂の駆除スプレーや有害鳥獣捕獲のための箱わなの購入費でございます。委託料につきましては、アライグマやハクビシン等の有害鳥獣の駆除業務委託料とスズメバチ駆除業務委託料でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、環境衛生事務経費でございます。報酬につきましては、12名分の環境審議会委員の報酬、旅費につきましては、委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。役務費につきましては、3年ごとに実施しております騒音振動レベル計用レベルレコーダーの検定料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、6ページをご覧ください。地球温暖化防止対策推進事業費でございます。こちらは地球温暖化防止や気候変動への適応のほか町域の二酸化炭素排出量の削減に資するクリーンエネルギーの普

及啓発における支出でございます。消耗品費につきましては、夏場の日差し対策としてのヘチマ等を使用したグリーンカーテン用の有機培養土でございまして、委託料につきましては、小学生向けのカーボンニュートラルに関する出前学習授業委託料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、脱炭素化に資する再エネ、省エネ設備等の導入に関わる助成で、行政ポイントの負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、7ページ、地域美化活動推進事業費でございます。この事業では、町民の皆さんのモラルと美化意識の向上を図り、ごみのないまちづくりを目指し、6月、11月の年2回町ぐるみ美化運動等を実施しております。消耗品費につきましては、町ぐるみ美化運動や環境美化活動で使用するごみ袋の購入、印刷製本費につきましては、小・中学生の環境美化啓発ポスター最優秀作品1点を100枚印刷し、町内の公共施設や駅、金融機関、スーパーやコンビニ等に掲示し、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の啓発を実施しております。役務費につきましては、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の3面啓発塔の保険料、委託料につきましては、町ぐるみ美化運動、環境美化活動のごみ運搬費でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、8ページ、動物対策事業費でございます。動物対策事業費につきましては、犬の登録の推進と狂犬病予防注射の接種率の向上を図るとともに、猫の不妊、去勢手術費の助成、ボランティア団体への補助を行い、動物共生の推進を図るものでございます。報酬につきましては、狂犬病予防集合注射時及び犬の登録事務の繁忙期に係る会計年度任用職員の報酬、報償費につきましては、愛犬のしつけ教室の講師謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、犬の狂犬病予防接種の注射済票並びに災害時救護活動用の消耗品等の購入費でございます。役務費につきましては、狂犬病予防集合注射開催通知の郵送料、委託料につきましては、県獣医師会への犬の登録及び注射促進協力事業の委託料と担当職員のための破傷風予防接種委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、犬の登録システムのリース料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、飼い主に対しての猫の不妊、去勢手術費の助成に伴う行政ポイントの負担金と飼い主のいない猫の不妊、去勢、子猫の里親探し等の動物保護活動を行うボランティア団体への補助金でございます。令和7年度も引き続き飼い猫及び飼い主のいない猫に対する不妊、去勢の助成を継続し、無秩序な繁殖の防止に努めてまいります。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、9ページの清掃費の職員給与費でございます。環境課資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員14名分の人件費でございます。特定財源については、下表に記載のとおりです。

続きまして、10ページ、清掃総務事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、光熱水費につきましては、寒川駅前公衆トイレの電気代、水道代、下水道使用料、役務費につきましては、寒川駅前公衆トイレの建物共済の任意保険料、委託料につきましては、公衆トイレの清掃委託料で、毎日の清掃と年4回の特別清掃を実施し、清潔なトイレの維持管理に努めております。負担金、補助及び交付金につきましては、神奈川県町村清掃行政協議会負担金と大気汚染負荷量賦課金でございます。

続きまして、11ページ、ごみ・資源物収集処理経費でございます。収集したごみ及び資源物を環境事業センターやリサイクルセンターへ搬入し、中間処理後の最終処分に至るまでの経費でございます。消

耗品費につきましては、最終処分地への挨拶時の手土産代、蛍光灯の運搬用の段ボール等の購入代、ごみ置場の境界を明確にする境界プレートの作製代で、印刷製本費につきましては、分別収集日程表、臨時ごみの証紙、違反ごみ啓発用シールなどの印刷代でございます。役務費につきましては、臨時ごみ用証紙の販売店への証紙販売手数料、委託料につきましては、集積所から収集した資源物をリサイクルセンターへ、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみを茅ヶ崎市環境事業センターへそれぞれ運搬する収集運搬委託、家庭まで取りに伺う臨時ごみの収集運搬委託、事故等で亡くなった私畜の収集運搬委託、焼却灰を千葉県銚子市及び秋田県小坂町の民間処分場へ運搬処分する委託及び栃木県小山市と茨城県鹿嶋市、愛知県名古屋市の民間企業への溶融資源化の処理委託、茅ヶ崎市にお願いをしております可燃ごみ、不燃ごみ処理業務委託、収集日程表の配布委託料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、茨城県鹿嶋市への焼却灰搬入のための環境保全協力金及び茅ヶ崎市への広域粗大ごみ処理施設建設に伴う設計建設施工管理の負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、12ページ、ごみ減量化・資源化推進事業費でございます。一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ質分析などを実施し、ごみの減量化等の推進及び資源物の適正回収を推進する事業費でございます。報償費につきましては、15人で構成する廃棄物減量化等推進協議会委員の謝礼でございます。消耗品費につきましては、ごみ指定袋やプラスチック製容器包装指定袋、消滅型生ごみ処理機の購入費でございます。役務費につきましては、指定収集袋取扱店への指定収集袋販売代金請求のための郵送料と口座振替の手数料、委託料につきましては、公共用地の剪定枝を資源化するための委託、指定袋の配布委託、ごみ質分析の委託でございます。使用料及び賃借料につきましては、指定収集袋を保管するための倉庫の借上料でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページ、広域リサイクルセンター管理運営経費でございます。施設を運営するに当たっての経費で、平成26年7月より令和14年3月までの長期包括運営責任業務委託を行っております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員の謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、施設の維持管理に係る消耗品や協働事業で維持管理しております緑地花壇に係る花の苗の購入費、燃料費につきましては、公用車ガソリン代、修繕料につきましては、公用車の点検代でございます。役務費につきましては、建物共済保険や車両の保険料、委託料につきましては、長期包括運営責任業務委託料、スプレー缶処理委託料、負担金、補助及び交付金につきましては、瓶、プラスチック製容器包装類の引取りに係る日本容器包装リサイクル協会に支出します分別基準適合物の再商品化に係る市町村負担金と資源物売払収入等の茅ヶ崎市分の分担金でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、14ページ、し尿処理事務経費でございます。こちらは、し尿のくみ取りに係る全ての事務関係費と、町内のくみ取り世帯や工事現場等の仮設トイレよりくみ取った生し尿を美化センター等に運搬する経費でございます。消耗品費につきましては、くみ取り処理券の用紙代、印刷製本費につきましては、清掃手数料納付書、窓付封筒、督促状等でございます。役務費につきましては、納付書等の郵送代、し尿処理手数料の口座振替の取扱手数料でございます。委託料につきましては、し尿収集運搬委

託料、負担金、補助及び交付金につきましては、令和14年度からのし尿処理の広域化に伴い広域化施設整備基本計画を策定するための負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設運営経費でございます。こちらは美化センターの施設の維持管理経費や施設に搬入されました寒川町・茅ヶ崎市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費、中間処理した脱水汚泥の運搬に伴う経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会の委員の報酬、消耗品費につきましては、各種医薬品や管理用消耗品、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、設備用の灯油代、印刷製本費につきましては、トラックスケールの計量表、光熱水費につきましては、電気代、水道代、下水道使用料、施設用のプロパンガス代、修繕料につきましては、公用車の点検代、役務費につきましては、施設の電話料、火災保険や車両の保険料、委託料につきましては、自家用電気工作物保安管理業務委託をはじめとする施設管理委託料や各種水質検査をはじめとする分析業務委託料、脱水汚泥及びし渣の運搬業務委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー、ファクスの機械借上料で、負担金、補助及び交付金は、工事期間中における受入先へのし尿処理負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページ、公共施設再編計画実施事業費でございます。美化センターの設備機器等の改修に伴う経費でございます。計画的に実施し、安全で安定した運営に努めております。修繕料につきましては、適正な維持管理に必要な緊急的な修繕料、委託料につきましては、工事の設計業務委託料、工事請負費につきましては、4件の工事を予定しております。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、17ページ、歳入予算の概要でございます。行政財産使用料につきましては、美化センター、リサイクルセンターの駐車場等の使用料でございます。大気汚染常時監視測定網交付金につきましては、県が町役場に設置している大気汚染に係る常時監視測定器の電気代相当を負担いただいているもので、財産管理課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。

以上で、環境課の令和7年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**【小泉委員長】** 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** そうしましたら7点ほど、数が多いんですけど、質問させていただきます。まず、相模川の美化キャンペーンとまちづくり美化キャンペーンの統合という話があったと思うんですけど、それについてどのような効果が出てくるのか、それに対して、7ページの地域美化活動ということで、委託料はたしか統合されると思うんですけど、それについて詳細をお聞きます。それから3ページで、公害防止対策で、毎回予算でも聞いたりするんですけど、いろんな公害の調査、検査をやっているわけですけど、これに関してフッ素化合物PFASに関してはどのようになっているのかお伺いします。それから6ページで、今回東京ガスに出前事業をやるということでなんですけど、それについてどのよう

なことをやっていくのか、それと同じページで、ゼロカーボン推進対策設備導入ということで、どの程度の台数、件数とかを見込んでいるのか。たしか電気自動車とか、様々あると思うんですけど、それについての詳細をお聞きます。それから11ページで、収集運搬業務委託料ということで、今回収集方法が変わるということで委託料が増えるわけですけど、それについて詳細をお聞きます。それから12ページで、収集方法が変わることによって衛生指導員の謝礼がなくなるわけですけど、これに関して自治会から衛生指導員の仕事がなくなるわけじゃなくて、どうしてもごみ収集場所には立ち会わなきゃいけないような状況になっている自治会もあるみたいなことを聞いていますけど、それについての町の対応というのはどのように考えているのか、それに関してあと自治会独自で衛生指導員さんには手当をつけるとかということをやっているところも出るということをちらっと聞いていますので、それについて見解をお願いします。それと13ページで、スプレー缶の収集処理ということでありますけど、これについて今回新しく出てきたのかなと思うんですけど、これについての詳細をお聞きます。

以上です。

**【小泉委員長】** 椎野副主幹。

**【椎野副主幹】** 7点のご質問をいただいたうち4点まで環境保全に関するご質問でありますので、お答えさせていただきたいと思います。まず1点目、相模川美化キャンペーンと町ぐるみ美化運動についてのご質問でございます。相模川美化キャンペーンは、例年5月30日ごみゼロの日に近い日曜日に実施しておりました。こちらは河川利用者のマナーの向上ですとか、またこれまでの河川美化活動の取組の効果と思われませんが、年々ごみの収集量は減ってきておりまして、参加者の方からも、せっかく参加したのにごみが落ちていないということで、ご意見をいただいていたところでございます。令和7年度には、相模川河川敷の清掃活動を町ぐるみ美化運動の一環として行うということで対応していきたいと考えたものでございます。こちらにつきましては、主に川とのふれあい公園の利用者を中心に清掃活動へのご協力をいただけるよう呼びかけを行ってまいりたいと考えてございます。町ぐるみ美化運動なんですけども、こちらは令和7年度以降資源物置場の廃止に伴いまして、これまでごみの収集場所は約200か所ございました。これを通常のごみ集積所の約1,600か所に変更します。資源物置場まで持っていく必要がなくなりまして、ごみを集めやすくなる反面、課題としましては、収集箇所の増えることから、より多くの収集回収業者の人手や車両が必要となり、その分の費用が増額となっております。また、先ほど統合と申しまして、相模川美化キャンペーンとして実施していた分もこちらの町ぐるみの委託料に含めるということから、その分の費用につきましても増額となったものでございます。

続きまして、PFASの関係でございます。PFASが昨今の報道にもございますとおり、県内はもちろん日本中で大きな問題となっております。町といたしましても情報収集は当然必要と考えております。寒川町は、相模川の取水堰から上水道を引いてございますので、常に県による浄水槽の測定結果には注意を払っているところでございます。公表されております寒川上水場の測定結果につきましては、定量の下限値を示す5ナノグラム、これはマイクログラムの1000分の1ということなんですけども、この下限値を下回っているということで町民の健康上の危険性はないものと捉えております。ですが、環境省ですとか、県の勉強会等県内自治体との意見交換など様々な機会を捉えて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、地球温暖化対策費の出前学習についてのご質問でございます。こちらにつきましては、未来を担う子どもたちに対し、地球温暖化という大きな環境問題に対してできることは何かというのに気づいてもらうための出前学習でございまして、東京ガス株式会社が実際に小学校を訪問して事業を行い、子どもたちに日々の暮らしにおけるエネルギー使用に伴うCO<sub>2</sub>の排出ですとか、このまま地球温暖化が進行してしまうと未来がどうなるのかということを含めて学んでいただく内容となっております。それから各学校に配布されておりますタブレットを使用して、東京ガスの専用サイトにアクセスして、家庭での省エネの取組ですとか、光熱水費やCO<sub>2</sub>排出量、こういったものが省エネによってどのくらい減らせるかなど、こういったものを目標設定してもらい、話し合っただけで発表していただきます。それを持ち帰って家庭で実践するとともに、保護者の方に取組へのご協力をお願いするものでございます。

最後に、ゼロカーボンについてのご質問でございます。これまで補助金で支出していたものでございますが、さむかわPayの導入に伴いまして、行政ポイントの負担金として助成の形を切り替えるものでございます。負担金の予算額といたしましては、前年と同じ500万円ということで、その内訳といたしましては、次年度以降出てこないと分からないところであるんですけども、これまでの傾向を踏まえますと、太陽光発電設備ですとか、蓄電池、恐らくこれは電気代の高騰を受けてのものかと思うんですけども、こういったものが次年度も多く申請される傾向にあるのではないかなど考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 戸村副主幹。

【戸村副主幹】 それでは、まず1点目、収集方法の委託の増額の主な内容ということでございます。7年度につきまして収集方法に変更を伴います委託料総額につきましては、2億7,990万7,000円でございます。6年度と比較いたしまして、7,662万7,000円の増額となっております。また、これに関連いたしまして、衛生指導員等に代わるそれぞれの自治会の対応という話なんですけど、委員ご承知のとおり、今、椎野も言ったように、資源物置場町内約200か所あったものを廃止いたしまして、町内約1,600か所のごみ集積所に統合されるという中で、当然自治会によっては資源物置場とごみ集積所が同じ場所にあります。なので、自治会によっては衛生指導員さんに代わるべき役割の方を自治会様独自に役割をつけて見守っていくというお話も聞いております。いずれにいたしましても我々はこれまでの住民説明会でも申し上げているんですけども、これまでもそうなんですけども、ごみ集積所についての管理運営は、あくまでもごみ集積所をお使いになる方々に管理運営していただくというのが基本的な考えでございますので、自治会が各自やる部分に関しては見守っていきたくて考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 最後スプレー缶の処理委託の件でございます。こちらは7年度からの収集方法の変更に伴うもので、スプレー缶の穴開け作業に伴う爆発事故が全国でも多発していたことから、穴を開けずに出せるように変えたものでございます。委託の内容としては、不燃性ガス、窒素ガスを充填した装置内で穴開け作業をして安全に抜き出した可燃性ガスは、酸素を加えて強制的に焼却し、特殊フィルターを通して大気に放出するということです。無害化した処理した上にスプレー缶本体は金属としてリサイクルして、あと廃油とか、キャップ等については、燃料としてサーマルリサイクルして、一応

100%資源化をしていくというものでございます。

説明は以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 順次再質問します。まず、相模川美化キャンペーンと美化運動に関しては、了解しました。ただ、相模川美化キャンペーンは、かなりごみが減っているということでありましたけど、これに関しては川とのふれあい公園の利用者さんたちにはお願いするということですけど、ただ、この中でごみの委託というものが出てくると思うんですけど、それに関して今までは相模川の美化キャンペーンのときにトラックないしダンプとか、ごみを運ぶための委託をしていたと思うんですけど、それに関してはその都度業者さんをお願いして運んでもらうということになるのかどうか、あとそれからPFASの件ですね。県の調査を見ていくということで、町独自では調査というのはやらないのでしょうか。それについてお聞きします。それから東京ガスの出前事業に関しては了解しました。ただ、これは出前事業ということですけど、東京ガスへ委託料を払っているわけですけど、それに対しては年どの程度の、寒川町は小学校は5校あるわけですけど、それについてどの程度の回数をやっていくのかについてお聞きします。それからあとごみ収集運搬の業務委託というのは、かなり件数も場所も増えてくるので、大変になると思います。これに関しては今後の動向を見守っていきたいと思います。あとそれから衛生指導員の件なんですけど、自治会にお任せということなんですけど、これも始まってからいろんな問題が発生してくるんじゃないかなという懸念があります。今の段階でもかなり自治会でも不安の声が上がってきていると思うので、それについてはしっかりと対応をしていただきたいと思います。あとスプレー缶の件は了解しました。穴開けをしないで出すということで、それに関して、リサイクルセンターの中で処理の施設を新たに、今ある施設の中で全て対応できるのかどうかについてお聞きします。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員、4点目のゼロカーボンの件は大丈夫ですか。では、4点になりますでしょうか。お願いいたします。

椎野副主幹。

【椎野副主幹】 相模川美化キャンペーンのごみの回収をどうするかというご質問をいただきました。こちらは町ぐるみ美化運動の中にその分の費用を見込みましたので、従来と変わらず委託業者様に回収をお願いしたいと考えております。続きまして、PFASの町独自の調査につきましてのご質問です。委員からご質問いただいたのですが、寒川浄水場でこれまでもずっと基準の下限値を下回る測定結果が出ていることから、今の時点では町独自の調査というのは想定してございません。最後、出前学習についてどのような形で行っていくのかというご質問でございます。こちらは小学校5校の5、6年生を対象に各小学校と調整を取りまして、実施時期等の詳細を詰めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 まず、椎野が今答えましたけども、相模川美化キャンペーンの収集については、町ぐるみ美化運動の収集箇所が今まで200か所の資源物置場から約1,600か所ある可燃の置場に変更になるところに加えて河川敷への収集も行うということで、収集場所が増えたというイメージで町ぐ

るみ美化運動の中の委託料に加えたものでございます。あとリサイクルセンターでのスプレー缶の処理につきましては、こちらはリサイクルセンターの施設ではなく、収集したスプレー缶を業者さんに取りに来てもらって、自前の施設で処理をしていただくというような委託料になります。こちらについては入札で、先ほど説明させていただいた安全な処理をしていただいて、100%資源化するという仕様の下入札で業者さんにやっていただくという内容になります。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 美化キャンペーンに関しては了解しました。あとPFASの件なんですけど、これに関しては県がやっているというのは、あくまでも相模川の取水場からのところになると思うんですけど、あと寒川町としては目久尻川と小出川があるので、そこに関してはそういう調査はやらないということでしょうか。取りあえずその1点だけお願いします。

【小泉委員長】 椎野副主幹。

【椎野副主幹】 相模川のほか、町には目久尻川と小出川という2つの河川がございます。こちらはPFASが健康上に関する物質で、今の時点でこの2河川の測定を行うことは想定しておりません。

以上でございます。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 1点お伺いしたいと思います。8ページの動物対策事業費です。負担金、補助及び交付金で、飼い主のいない猫対策協力団体への補助金、これが活動経費の見込相当額の増ということで、20万円増額されております。本当に飼い主のいない猫は減ってきたかなと思って、当初2つ団体があって、今1つの団体だと思えますけれども、この協力団体の皆様のおかげで寒川町の環境が整ってきているのかなということは感じております。そういった中で20万円をアップしていく、活動経費の見込相当額ということですが、この積算の根拠を教えてくださいなと思います。あと猫の不妊、去勢手術の助成は、これは恐らく今までと金額的には変わっていないのかどうかということと、あと飼い主がいる猫に対しても補助をしていて、犬の飼い主と猫の飼い主を見たときに、猫の飼い方のしつけも含めて飼い主へのもう少しきちんとした周知といいますか、そういったものが必要ではないかなと思いますけれども、令和7年度猫の飼い主に対してどのような周知、おうちの中で飼ってくださいねという周知はされていると思うんですけども、外に出ちゃったときに対しての補助だとは思いますが、その辺の考え方を聞かせていただけますか。

【小泉委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 まず、猫クラブというボランティア団体への補助金の関係です。こちらは主に猫関連の話で、町に寄せられる苦情や相談にも対応していただいております。野良猫を捕獲して成人猫は病気などの検査後に不妊、去勢手術を受けさせて元の場所に戻すTNR、赤ちゃん猫は手術ができるまで保護してもらって手術後に譲渡会を開催して里親に引き渡す、検査費用だったり、交通費だったりということで、譲渡までの期間も結構長くなると、光熱水費だとか、餌代、ペットにかかるシート代だとか、病気の場合には治療もしなきゃいけないということで、結構経費がかかっています。代表者をはじめ会員の方たちの負担が多く、かなり持出しも多いということで、今回20万円増額させていただいた

んですが、またこれについては、自分たちの負担がどれぐらいになるか様子を見ながら、必要であればまた増額していくということで、一応必要経費の5分の4を上限として、来年度については、予算は80万円を上限とさせていただくということで、また様子を見ながら検討していきたいと考えております。

【小泉委員長】 椎野副主幹。

【椎野副主幹】 猫の不妊、去勢の補助金に関するご質問でございます。まず、金額につきましては、50万円で前年度と変更はございません。ただ、大きく変わった点といたしましては、これまで補助金で補助させていただいていたところでございますが、これは行政ポイント負担金として助成する形に変わります。それともう一つ、これは飼い主のいない猫の不妊、去勢に取り組む方にも補助をさせていただいているものでございます。それとあと、猫の飼い方の周知は、確かに犬はノーリードはやめてくださいですとか、いろいろ周知させていただいているところでございます。猫につきましても、減ってきてはいますけども、外飼いをされていらっしゃる飼い主さんもいらっしゃいます。そういった場合に不妊、去勢をしていなければ、そこでよそに行って子どもを産んでしまったり、もしくは不幸なことなんですけど、事故に遭ってしまうとか、そういったこともございますので、より一層機会を捉えて様々な周知を行っていきたいと考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず後段の猫の不妊治療の件は分かりました。後段でも話しますけども、TNR活動の中で、先ほども次年度は5分の4で上限は80万円という中で、その活動量によっては増額をしていくというお話もありましたので、環境という部分では、他市の公園に行くと言物すごい猫がいてという状況があったときに、寒川町はいつかすごかったですけども、この団体の皆様のおかげで大きく環境が変化したのかなと感じていますし、その団体に補助していくという事は分かりますけども、一方で、飼い主がいる、いないの猫の去勢については、後段のほうが上がっていくところではあるので、ほかの自治体を見ていくと、周知をして徹底した上でになっていくと思うんですけども、先ほどおっしゃったように、おうちから出ていってしまっ赤ちゃんを産んでしまうというような状況も出てくるので、何とも言えないんですけども、ほかの自治体では飼い猫に対しては、きちんと飼い主の下での責任においてやっていく、野良猫に対しては、しっかりとしていながら赤ちゃんが生まれないように去勢をしていくというような方向を転換していくところもあると思うんですけども、その辺の町としての考え、今のところはまだ難しいのかもしれませんが、将来的にはそういったことも考えて、TNR活動をしていただいている団体に移行していくという考えは持っているのか最後にお伺いしたいと思います。

【小泉委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 猫に関しては、飼い主がいるのであれば、飼い主が責任を持ってやっていくというのは、おっしゃるとおりかなと思います。ただ、どうしても先ほど椎野も言ったように、まだ外に出てしまう、逃げてしまうというようなことがあると、そこでまた増えてしまうということがあって、ボランティアの方にも迷惑がかかったりということがありますので、今の段階ではこれを継続していきたいなと思っています。飼い方の周知をこちらからもしっかりとしていく中で、皆さんが室内飼い、外に逃がさないような飼い方ができてくるようであれば、そちらの予算については削っていても大丈夫なの

かなと思いますが、今のところはまだその辺が足りていないので、継続させていただきたいと考えています。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 私も直ちにという感じではないのかなと思っていますので、とにかく飼い主の飼い方の周知、またモラルの徹底というのをしっかりやっていただきながら、どこまでも財源があるわけではないので、その辺を考えながらバランスをとっていただければなと思いますので、ぜひ周知、また飼い方の徹底をお願いしたいと思います。これは要望です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 4月1日からいろいろ変わりますので、ごみの出し方とか、収集日程なんかも変わるので、とにかくしっかりとやっていただきたいなと思います。もちろんトラブルといいますか、いろいろとあると思います。それで出し間違いも当然ありますし、それをどう処理していくかが結構問われるのかなと思っていますが、それは環境課さんと公衆衛生社さんにしっかりタッグを組んでやっていただけていると思いますので、しっかりとやっていただきますようお願いしますと、まず一番最初に言っておきます。それとは別に聞いておきたいんですけど、一応落ち葉関係は結構な量があるじゃないですか。そうすると、これは透明な袋でいいんですよねという確認が1点、透明な袋というか、売っている透明な袋だったら別に問題はないんですよねというのが1点、要するに90リッターとか、120リッターの袋があるじゃないですか。あれを使ってやってもいいんですよねということが1点と、年末年始が、見ていると、あれと思うところがあって、31日までやったほうがいいんじゃないのというような、今年のですよ。12月31日までやったほうがいいんじゃないのという場所もあったりするんですね。例えば特にプラで2週間置くとどうなんだろうなというところがあったりするんで、年末年始の考え方についても聞かせください。

以上2点、質問とさせていただきます。

【小泉委員長】 戸村副主幹。

【戸村副主幹】 まず、横手委員の落ち葉の関係です。現在令和6年度3月31日までは、可燃ごみ用の専用の町の指定のごみ袋に入れていただく、それを4月からは自主的な環境美化のご負担をなくすということで、今、横手委員がおっしゃったように、透明な袋、容量に関しては関係ありません。ただ1点、私の聞き間違いかもしれないんですけど、プラスチック製容器包装の指定袋でもいいようなことをおっしゃったような、違いますよね。大変失礼いたしました。まず1点目の答えがそれです。あと年末、確かに私もリサイクルセンターに勤めていたんですが、年末、また年始にかけていろいろな食事の関係でたくさんプラが排出されまして、リサイクルセンターのストックヤードというんですけど、プラプラットフォーム、そちらに大量のプラが入ってくる。こちらに関しては、環境事業センター、寒川広域リサイクルセンターということで、茅ヶ崎市の収集形態、それから寒川町の収集形態も、可燃ごみも併せて事業センターと連携を取っているところがありますので、31日までというのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、できるだけ多く市民の方にも町民の方にも分散してプラスチック製容器包装も含めた搬出を今後も周知して、対応していきたいなと考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 落ち葉の件は分かりました。プラの袋は使えませんので、あくまでも透明な袋は使って大丈夫ですよという確認なので、分かりました。何で年末年始の件を聞いたかという、結構な量が予想されるといったら、そのとおりだということなので、集積する場所がやっていないというのはもちろんなんですけど、でも、横浜を例にとると、あの大都市横浜でさえも31日までやって、しかも1月は3日までの休みで4日からは収集は始まっているような状況があったりするので、その辺はもう少し考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【小泉委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 本当でしたら31日までできればということであるんですけど、実は茅ヶ崎市が指定収集袋を令和4年度から導入して、今まで結構燃えるごみの中にプラスチック製容器包装なんかが混ざって出されていた。可燃ごみ指定収集袋の大分高い値段のができたことで、できるだけ市民の方も分けて、プラスチック製容器包装はプラにということで、リサイクルセンターに入ってくるプラスチック製容器包装は極端に量が増えちゃったんです、想定していた量よりも。置場がいっぱいになっちゃって、それを処理できないのに、次のがどんどん入ってくるということがどうしてもできないということもあって、いろいろ考えた中で31日はできないときもあったりということ、その前に本当だったら12月の土曜日とかをどんどん回して、茅ヶ崎の環境事業センターに、残渣なんかも結構出るので、プラスチック容器包装の中に。そういうのがどんどん処理できればいいんですけど、向こうは向こうでお休みの日があったりで、うまく回らない部分もあって、どうしても置場がいっぱいで、これ以上収集されても困るというような状況になっちゃいますので、いろいろ考えた結果、ああいう形になっています。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 2点ご質問させてください。他課に関わる気がしますので、自然環境保全の推進事業費という大きな項目の中でご質問させていただければと思いますけれども、相模川河川の問題の発展は最近火事が多過ぎないかということで、年末に続いて先日もあったばかりですので、あの辺りは昔から火事は多かったところではありますが、それに伴い放置車両であったり、建築物であったり、また不法投棄等も目立つように思われます。サイクリングロードもできたところで、人も多くなってきましたし、圏央道も上にあるという中で、昨年度アジェンダ21桂川・相模川のほうがたしかローカルアジェンダの中でシンポジウムというか、話合いがされたと思っております。この中で先ほど本年度頂いた説明資料の中にも協議会との関わり方が変わるようにも書いてありましたが、次年度どのような河川の環境を目指しているのかご説明いただければと思います。2点目、ごみの減量化・資源化推進事業費でございます。一般質問の中で全体については触れましたから1点だけ。ごみ袋の切替えに関わる件でございます。4月から変わって、5月いっぱいはい既存のものが使えるということでございますが、例えば事業者さんだったりすると、買い置きであったりするものが使い切れないよというお声だったり、逆に切替えの時期と重なってしまったがゆえに袋が売っていない、買えないという話を聞きました。この辺りを担当課としてどのように整理したのかご説明いただければと思います。

【小泉委員長】 椎野副主幹。

【椎野副主幹】 河川団体についてと、あと河川の関わり方についてのご質問かと思えます。まず、桂川・相模川流域協議会、こちらは令和7年度も町も構成団体の1つとなっておりまして、変わらず負担金を支出し、こちらの会の活動に関わってまいります。委員にご質問いただいたのは、環境衛生事務経費の中の増減理由でございます高座地区河川をきれいにする会の会の在り方を見直す、年度としてというくだりかと思えます。高座地区河川をきれいにする会と申しますのが、まさに高座地区、座間、綾瀬、海老名、寒川の4自治体と、あとこれに所属する事業者様で構成する団体でございまして、河川をきれいにする会というのは、相模川のほか目久尻川、あと永池川の水質の保全ですとか、環境の維持向上を進めることを目的に活動している団体でございまして。主には河川の美化活動ですとか、啓発キャンペーンなどを行っております。こちらが昭和43年度に発足した団体でございまして、約50年以上もの歴史がある団体なんですけども、その頃というのは、まだ公害というのが日本中で問題となっております。河川の水も汚くて、とても良好とはいえない状態にあったものでございまして。その後環境への意識が向上して、河川の水質も年々改善されてきたところでございまして。これらを踏まえて、会の発足当初の目的は、ある程度河川をきれいにする会の目的は達成したという認識があることから、令和6年度から8年度までの3年間で、この会をどうするかという事業の見直しを行っております。その中で会の存続等もどうするかというのを検討していくというものでございまして。それで、それまでに会費として積み立てたものがございまして、備考欄に記載のとおり、新たに会費を徴収しなくても、その中で事業がやっていけるということで、備考欄に会費の負担なしと記載させていただいたものでございまして。以上です。

【小泉委員長】 戸村副主幹。

【戸村副主幹】 ごみ指定袋を販売されている業者さんへの対応ということでなんですが、実際既に昨年4月、商工会の役員会、あるいは翌月に販売している全取扱店を集めましての説明会、その中では5月末まで一般町民の方は使える、販売に関しては4月いっぱいまで使えるというお話をさせていただいているところでございまして。また、それに関するお問合せ、直接販売店から何とかというようなご連絡はいただいております。また併せて確認ですけれども、町民の皆様方は5月いっぱいまで、今現在使っているごみ指定袋は使える、余った部分に関しては6月、先ほど言ったように200か所の資源物置場が廃止されて、1,600か所のごみ集積所になります。今まで資源物置場で前日配布しましたネット、コンテナ、ネットには例えばペットボトルとか缶、ケースに関しては例えば金属類とか廃食用油、それを置くのがなくなりますので、あくまでも透明な袋に入れてくださいということで、既存のこれまでもそうなんですけど、衣類は場合によっては旧ごみ指定袋を使ってください。先ほど言ったように瓶、缶、ペットボトル、廃食用油、金属類、今回の新しいスプレー缶についても旧ごみ指定袋をお使いくださいという形で説明会で行っておりますし、またこの4月にゴミ野ゲンゾウ見聞録を広報の中に入れても、その中にも記載しているところでございまして。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。難しいところではあるんですけども、時代の流れの中で関

わり方が変わっていくというところは分かるんですけども、現状の形のまま残ってしまっておることに関して、河川敷というのは、1自治体だけというよりは全体で、その協議会であったり、方向性を出していくべき話かなとも思っておりますし、その中でできれば相模川の河川流域の活用なんかも本当は図られていければいいとは思っております。これは私の個人的な意見ですので、特に回答は求めませんが、河川の環境がよりよくなるように担当課としても意識を持っていただいていると重々承知しておりますけれども、改善に向けて動いてくださればありがたいなと思うところでございます。特に答弁は求めません。ごみ袋の件に関してでございます。ご説明もいただいているのは重々承知しておるところでございます。ホームページにも上がっているところではありますし、もちろどこかで切り替えないと、いつまでもできることではないなというのも重々承知しておるところではございますが、そのようなお声もあったということで、今後は丁寧なご説明、ご理解を図るようにはしていただけますと、我々としても心が安らぎます。

以上でございます。特に答弁は求めません。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 不燃ごみの収集についてお伺いしたいんですが、不燃ごみの収集日なんですが、相変わらず外国人等が持ち去り行為をしているんですが、その対策について何かあれば教えていただければと思います。

【小泉委員長】 戸村副主幹。

【戸村副主幹】 持ち去り、それは町の所有という形なので、窃盗となるものでございます。よくあるものに関しては、でも、町民の方からの通報はあるんですが、いずれにしても町民の方は、持ち帰ろうとしている方に接触しないでくださいと、場合によっては特徴、あるいは車であればナンバー、自転車、そういった情報を町民安全課のOBの倉本さん、あるいは茅ヶ崎警察に随時情報提供して、巡回等をしておりますし、今後もそういった形でできるだけ周知していきたいと考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 私は接触しちゃっています。どこの国の人と聞いて、どこどこだということを知って、あ、そうですかというところなんですが、日本語では確かに持ち去りは犯罪ですというのがあるんです。もしできるのであれば、どここの国、大体分かっているとは思いますが、外国語でそういったものもつくっていただければ、自分も日本語しか分かりませんので、つくっていただくことによって自分でパウチして貼っておきますので、そういうことをやっていただけるとありがたいなと思います。これは意見で。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上にて、環境経済部環境課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、環境経済部農政課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田部長。

【原田環境経済部長】 環境経済部の最後は、農政課の予算審査のお願いとなります。説明につきましては西島農政課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 それでは、農政課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は72、73ページになります。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございます。

タブレット資料2ページをご覧ください。職員給与費は、農政課職員6人分の給与、職員手当、共済費でございます。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展、農業総務事業の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金、補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。タブレット資料4ページをご覧ください。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展、農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金、補助及び交付金は、神奈川県森林協会会費及び湘南梨品評会への負担金でございます。

タブレット資料、5ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術及び品質の向上など、農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物品評会及び農産物の立毛共進会における商品代等でございます。需用費の消耗品費は、家庭菜園を町内4地区に開設し185区画の貸出しを行うもので、家庭菜園を維持するための消耗品の購入費と、遊休農地対策のために町とJAさがみ青壮年部が実施しております保育園児による農業体験のために使用するサツマイモの苗の購入費でございます。委託料は、家庭菜園の維持管理を目的とした家庭菜園耕運委託及び家庭菜園区画設置等業務委託、また促進に関する基本的な構想及び令和6年度策定の地域計画の具体化方策、実施計画の位置づけを踏まえた（仮称）農業ビジョン策定業務委託を行う計画の委託料です。負担金、補助及び交付金は、農業経営の安定や品質の向上など農業振興を図るため、9つの事業に対する補助金等で支援をする事業でございます。主な増減理由は、備考欄に記載のとおりです。また、詳細につきましては、タブレット資料の9ページをご参照ください。

タブレット資料5ページにお戻りください。下表の特定財源は記載のとおりです。

タブレット資料6ページをご覧ください。森林環境整備基金積立金は、森林の整備及びその促進に関する施策に充てるため、国から交付される森林環境譲与税に譲与額が発生した場合、当該基金に積み立て、森林環境譲与税の本旨に沿った事業へ充当するものでございます。間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、森林環

境整備や利用促進事業等へ活用するための積立金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

続きまして、4目農地費でございます。タブレット資料7ページをご覧ください。予算書は74、75ページになります。農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした事務管理の経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金、補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会の負担金及び湘南支部への負担金でございます。

タブレット資料8ページをご覧ください。農業生産基盤の整備事業費は、農業の生産性を確保するため農業用排水路等の整備と維持管理を実施し、主に農業用水の安定供給を行うものでございます。需用費の消耗品費は、工事や委託の設計積算に使用する設計図書等の購入費でございます。委託料は、農業用水路の除草、しゅんせつ、花川用水路の清掃などの維持管理を行う委託料でございます。使用料及び賃借料は、工事等の設計積算に必要な積算システム使用料でございます。工事請負費は、農業用水路の維持補修工事でございます。原材料費は、農業用水路等の維持補修用材料でございます。負担金、補助及び交付金は、神奈川県が事業を実施しております相模川左岸用水路の予防保全対策事業に対する県営左岸土地改良区負担金と相模川左岸用水路の草刈りや補修等を行うための左岸維持管理負担金でございます。なお、負担割合につきましては、流域5市1町、相模原、座間、海老名、藤沢、茅ヶ崎、寒川の受益面積割合で負担しております。主な増減理由は、備考欄に記載のとおりです。

以上、農政課所管の令和7年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点になると思いますが、質問します。5ページ、農業振興対策事業費なんですけど、この中で委託料について、地域計画策定業務が減ということなんですけど、その代わり農業ビジョンの策定がここでは皆増ということになっています。それについてももし内訳が分かればどういう分け方になっているのか、増えた分と減った分の内訳の説明をお願いします。それとこれに関連するところで、新規就農者なんですけど、来年度は何名予定しているのか、それプラス新規就農者を増やしていくための方策というものはどう考えているのかお聞きします。

【小泉委員長】 西島課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 1点目の委託料についてですが、内訳といたしまして、家庭菜園耕運委託と、あと家庭菜園区画設置等業務委託、それと農業ビジョン策定業務委託となっております。その差分が地域計画、今年度の委託料の費用となっております。

以上です。

【小泉委員長】 それでは、吉田主幹。

【吉田主幹】 新規就農者に関するお問合せについてお答えさせていただきたいと思います。現在補助金として位置づけさせていただいている農業人材力強化総合支援事業補助金ということで、見込んである人数につきましては、4名の補助を見込んでございます。新規就農者を増やしていく、確保の考え方ということでございますが、実際に現状農地の相談とかも含めて、きめ細やかに情報支援を行いなが

ら、営農計画等を立てていただく中で実際に継続的に新規就農者として離農せず営農ができるような形の情報支援等をさせていただいているところでございます。また先ほどの補助もそうなんですけれども、年に2回圃場の確認をしながら営農状況等の現地調査をさせていただく中で、神奈川県農業技術センターの職員の方が営農指導等を、農協も含めて営農指導を行いながら支援をしているところでございます。

以上でございます。

【小泉委員長】 山田委員、すみません。先ほど委託料について細かいところのお答えもいただいてしまったんですけども、これは契約等に関わりますので、そういう質問は避けていただくようお願いいたします。

どうぞ、山田委員。

【山田委員】 委託料に関しては了解しました。ただ、ということは、地域計画の策定業務減ということで、これに関して増減の中で414万4,000円というのが地域計画の今年度の作業で終了したということではよろしいのかなと、それについて確認です。それから新規就農者に関しては、しっかりとこれに関しては親身になって対応していただく、就農ができるような体制を取っていただきたいと思いますので、これに関しては要望としておきます。

以上です。

【小泉委員長】 西島課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 先ほど答弁させていただいた内容について補足させていただきます。地域計画なんですけども、今年度の費用、予算が……。

【小泉委員長】 委託になる部分は数字はなしで、数字抜きですね。地域計画は終わったということではいいんでしょうかというような……。

それでは、吉田主幹。

【吉田主幹】 地域計画についてですが、令和6年度事業ということで策定は行っておりまして、策定支援業務については皆減となります。新たにそちらを補完する意味で具現的な計画を立てるという位置づけの中で、地域計画の策定を令和7年度に実施してまいりたいと考えているところでございます。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、2点お伺いしたいと思います。現在米の高騰が非常に問題となっているんですが、町の稲作に関して状況を教えていただきたいと思います。作付面積、収穫量、あとは米の種別ですね。食料米とか飼料米とか、そういったところを教えていただきたいと思います。それとあと、ちまたでは農福連携ということで、いろいろと話があるんですが、そのような相談というのが何かありましたでしょうか。

以上、2点でございます。

【小泉委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 米の高騰に関するということで、寒川町の稲作の現状というお問合せかと思います。実際に耕地面積としまして他の耕地面積については、66ヘクタールでございます。実際に農業産出額とし

ましては、6,000万円という統計のデータがございます。また、2点目の農福連携……。

【小泉委員長】 種別等という話もありました。

【吉田主幹】 品質ということでよろしいですか。

【小泉委員長】 品質ではなく、この場合は恐らく米の種類、飼料とか……。

【吉田主幹】 基本的には飼料ではなく、食用のお米ということが大部分になります。あとまた、農福連携の関係につきましては、現在1事業者が寒川町の一之宮地域において農福連携事業を展開したいということの中で、地権者等の同意を取りながら来年度ビニールハウスによる農福連携事業を展開するというお話を伺ってございます。

以上でございます。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。食料米ということで、ほぼ作付をされているということでございます。そこで、稲作を行うに当たりまして、何か問題となっていることがあれば教えていただきたいと思えます。また、稲作農家からの要望等でも構いません。

【小泉委員長】 西島課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 現在寒川高校南側におきまして、多くスクミリングゴカイ、ジャンボタニシと呼んでいるんですけども、それが多く発生しているという話があります。その中で寒川地区の意見交換会を昨年9月、JAさんも含めて協議、打合せ交換会を、あと生産者さんを含め、代表が行っております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点だけ。農業対策振興事業費の中でお尋ねさせてください。様々補助がついておるところなんですけれども、一旦お隣の海老名市で昨年度9月に物価高騰の影響を受けている市民の生活に対して農業用生産資材及び燃料費に対する補助というのをやっているんです。寒川町でもやってもらえないでしょうかという話はいろいろと聞いておるところでございまして、項目としては、ビニールハウスであったり、あと加温、燃料費が上がっているの、それに伴う補助の関係等が盛り込まれておるところでございしますが、次年度の中でこういった必要性は議論されましたでしょうかという点を1点お伺いさせていただきます。

【小泉委員長】 西島課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 燃料と資材の高額ということに対して金額的にまだ把握できていないもので、JAさんと要請等があり次第補正対応という考えでおりますので、よろしくお願いたします。

【小泉委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 ただいまの答弁に補足させていただきたいと思えます。令和6年度に農協を通じ生産者からの高騰に対応するための補助の要望については、寒川町としては現在いただいております。その中で農業物価指数だとか、資材の率とか、そういったことに鑑みながら、この先も注視しながら検討し

てまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 それでは、廣田副委員長。

【廣田副委員長】 1点だけ。9分の5の農業ビジョン策定業務委託で、委託の話はという話なんですけども、これはビジョンという話なので、事業の経営方針とかに大きく関わってくると思うんです。というところで、農業振興地域整備計画というのがあるじゃないですか。その見直しの先鞭とかにはなるんですかね。その辺の関係性について伺います。

【小泉委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 今回策定を計画しております農業ビジョンの位置づけについてでございます。まず、農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想というものを町でも令和5年度に作成して、計画を持ってございます。令和6年度中に作成いたしました地域計画というのが、土地の利用の在り方についてを検討していくという位置づけになっておりまして、今回農業ビジョンとして考えているのは、寒川町の課題に対応するための担い手の在り方、農地の在り方というのを具体的な方策として位置づけるという考えを持ってございます。今ご指摘のございました整備計画につきましては、完全なる農用地という土地の利用区分についての考え方を示しているところでございますが、このことにつきましては、まちづくりとして現状ではその見直しまでの考え方を持っておりませんが、今後はそういったまちづくりの必要性等々を加味しながら見直しを図っていきたいと考えておりますので、農業ビジョンとは別物として捉えていただければと思います。

以上でございます。

【小泉委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、環境経済部農政課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

引き続き、農業委員会の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

西島農業委員会事務局長。

【西島農政課長(兼)農業委員会事務局長】 これより、農業委員会事務局所管の令和7年度予算につきまして審議をお願いいたします。説明につきましては、事務局長の私、西島より、ご質問に対しては、同席しております職員よりお答え申し上げます。説明に当たりましては、予算特別委員会説明(参考)資料を基にご説明をさせていただきます。

予算書は72、73ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。タブレット資料の2ページをご覧ください。職員給与費は、事務局長を除く農業委員会事務局職員2人分の給与、職員手当、共済費でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

タブレット資料は3ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の農業委員会事務運営経

費でございます。報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名分の年間報酬でございます。報償費は、農政課が実施しております農産物品評会等の農業委員会会長賞としての賞品代でございます。旅費は、全国農業委員会会長大会や各種農業委員研修等の委員の費用弁償及び事務職員の会議や研修会などの普通旅費でございます。交際費は、慶弔等の会長交際費でございます。需用費は、農業委員等農業委員活動のための消耗品費でございます。役務費は、委員用のタブレット端末2台分の通信費と利用状況調査に伴う郵送料でございます。委託料は、農地基本台帳システム保守委託及び既存の農地台帳システムから農業委員会サポートシステムへ移行するためのデータ作成委託料でございます。使用料及び賃借料は、農地台帳システム用パソコンの賃借期間が満了したための減となっております。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

以上で、農業委員会事務局の令和7年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いたします。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 それでは、ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、農業委員会の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【廣田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部道路課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、こんにちは。それでは引き続きまして、都市建設部5課の予算につきましてご審査をお願いいたします。まずは、道路課となります。説明は勝又道路課長、質疑については出席職員により対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

【廣田副委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、都市建設部道路課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきますので、よろしくお願いたします。なお、道路課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございません。また、主な増減理由等につきましては、備考欄をご覧ください。

それでは、説明させていただきます。タブレットの資料は2ページ、1目道路橋りょう総務費の職員給与費は、部長を含め、道路課職員10人分の給料、職員手当等でございます。

資料3ページ、道路橋りょう管理経費は、道路や水路の適正な管理を行うための事務経費で、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、主に道路課が管理しております町の土地、換地と民有地との境界を示す石ぐいやプレート、またプリンタートナー、事務用品等を購入する経費、負担金、補助及び交付金は、道路管理に関する協議会等への負担金でございます。

資料4ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、道路用地や水路用地の適正な維持管理を図るための

事業費で、委託料につきましては、12ページの参考資料最上段の表をご覧ください。境界確認業務委託は、町が管理しております道路及び水路用地の境界確定測量及び図面の作成委託料、複写機保守点検委託は、諸証明の発行サービスを行う図面複写機の保守点検委託料、道路台帳補正業務委託は、道路法第28条の規定に基づく道路の管理図面作成委託料、またそのデータを管理する道路台帳システム保守点検委託料、道路台帳システム更新委託は、現在使用しているシステムのサポート終了に伴い新たにシステムを更新する委託料、4ページに戻りまして、使用料及び賃借料は、図面複写機の借上料、なお、特定財源は、下表に記載のとおり、諸証明手数料は委託料に充当しております。

資料5ページ、2目道路橋りょう維持費の道路橋りょう管理経費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態に保つための維持管理経費で、需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴うカラーコーンや作業用の皮手袋等を購入する経費、光熱水費は、主に街路灯の電気料等、役務費は、寒川駅のエレベーター及びエスカレーターの運行管理に使用する光ケーブル通信料、原材料費は、道路補修用のアスファルト合材、側溝の蓋などの購入費、負担金、補助及び交付金は、寒川駅南口エレベーター及びエスカレーターの電気料金負担金でございます。なお、特定財源は、下記に記載のとおり、まちづくり基金繰入金は、原材料費に充当しております。

資料6ページ、道路橋りょう維持補修事業費は、道路構造物の適切な維持管理を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するために主に寒川町舗装維持修繕計画、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき計画的に道路施設の修繕や長寿命化を図る事業費でございます。委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料上から2段目、また工事請負費につきましては、14ページの下段の表及び15ページの箇所図図面番号3から9をご覧ください。まず、委託料の道路調査委託は、令和8年度以降に予定しております舗装修繕工事の計画作成に用いる舗装の支持力調査業務委託、橋りょう点検業務委託は、道路交通法施行規則に基づく5年に一度の定期点検の委託料、また工事請負費は、宮山倉見13号線、一之宮8号線、田端宮山6号線、一之宮47号線、中瀬一之宮2号線の舗装改良工事、橋りょう長寿命化工事は、旭橋の断面修復工及び伸縮装置交換と、また田端一之宮14号線排水構造物改築工事、その他一覧表には記載してございませんが、道路施設の維持補修を行う交通安全急施工事、6ページに戻りまして、本事業に対する特定財源につきましては、下記に記載のとおりとなりますが、歳入番号①路面復旧費負担金は、工事請負費に充当し、歳入番号②社会資本整備総合交付金は、道路橋りょう整備事業費とともに交付され、委託料及び工事請負費に充当しております。なお、橋りょうの委託及び工事につきましては、補助率55%、舗装改良工事につきましては、補助率50%となっております。歳入番号③道路橋りょう維持補修事業債は、委託料及び工事請負費に充当しております。

資料の7ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態に保つための委託料等の事業費で、需用費の修繕料は、道路照明修繕料等、委託料は、道路施設や水路施設の維持管理を行うための道路維持管理委託料で、詳細につきましては、12ページの参考資料上から3段目の表1から13をご覧ください。主な委託料としましては、5の高木剪定委託は、背の高い街路樹の剪定業務、6の緑地帯清掃委託は、背の低い街路樹の剪定及び植栽帯や水路用地の草刈り等の業務委託、8の道路側溝等清掃委託は、道路側溝や排水管に堆積している土砂等を撤去清掃する業務で、発生しました土砂等は産業廃棄物となるため、9の道路側溝清掃汚泥処分委託にて適正に処分しております。1つ飛びま

して、11の道路施設等管理業務委託は、道路課が管理しております道路を1か月に10日間町内全域をパトロールする委託で、パトロールの際に発見した軽微な破損や町民からの通報を受けた小規模な補修も実施するものでございます。また、比較的規模が大きい破損等につきましては、10の道路維持補修作業委託にて建設業者に補修を委託し、常に道路の安全を保つための委託業務でございます。12寒川駅南口、北口エレベーター等維持管理委託は、寒川駅のエレベーター及びエスカレーターについて毎月1回の定期点検と調整作業等のメンテナンス業務、13の寒川駅階段部耐震診断ほか業務委託は、令和7年度の新規業務でございます。こちらは道路課が管理しております寒川駅の北口エスカレーター及び南口のエスカレーター及び南口の階段部分につきまして、建物の梁や柱という構造体は耐震設計で整備済みでございますが、昨今の大地震に伴い非構造部材と言われる天井材の内張が落下する事故が発生していることから、非構造部材の耐震診断を実施するとともに雨漏りの調査を実施するものでございます。

7ページに戻っていただき、使用料及び賃借料は、道路用地として民有地の一部を借りている借地料とコンピューター借上料として寒川駅エレベーター及びエスカレーターのモニター監視システムリース料でございます。

続きまして、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載となりますが、歳入番号①道路掘削復旧費負担金、②道路占用料及び③の水路使用料は、委託料に充当し、歳入番号④まちづくり基金繰入金は修繕料に充当しております。

資料の8ページ、3目道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう整備経費は、道路整備を実施するための事務経費で、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、設計図面印刷用インクカートリッジなどの消耗品や積算に必要な参考図書等の購入費、使用料及び賃借料は、工事設計書を作成するための積算システム及び図面を作成するためのCADシステム使用料、負担金、補助及び交付金は、道路整備に関する協議会への負担金でございます。

続きまして、資料の9ページ、道路橋りょう整備事業費は、生活環境の向上に不可欠な道路改良工事や歩道整備工事及び狭隘道路整備等を実施する事業費で、委託料の詳細につきましては、13ページの表を、また工事箇所につきましては、14ページ上段の箇所表及び15ページの箇所図図面番号1から2をご覧ください。まず、委託料の測量等委託は、大曲14号線及び大蔵宮山8号線の小谷交差点部分の用地買収に伴う測量等業務委託料、設計委託は、積算に必要な高額資材の価格調査業務委託料と令和7年度の新規事業として宮山倉見13号線の整備計画が進んでいる県道410号湘南台大神伊勢原、都市計画道路の3・3・3宮山線との交差点の部分、場所としては、北部公民館の南側旧目久尻川付近から旭小学校の北側の倉見南町交差点までの区間を対象に、道路の拡幅及び各交差点の線形などについて技術的、社会的、経済的な側面から評価、検討し、最適な案を選定するための道路及び設計業務委託料でございます。また、狭隘道路後退用地に係る委託料として、道路後退用地等の測量分筆等委託料と所有権移転登記等委託料、工事請負費につきましては、大曲14号線改良工事で用地買収が全て完了しておりますので、その部分について歩道設置工事を予定しております。また、大蔵宮山8号線改良工事は、昨年度小谷交差点の改良が終わっておりまして、その東側で道路の北側部分につきまして歩道整備の延伸を予定しております。

9ページに戻りまして、公有財産購入費は、狭隘道路後退用地の用地買収費、補償、補填及び賠償金

は、狹隘道路後退用地に伴う物件補償金等でございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなりますが、歳入番号①社会資本整備総合交付金は、道路橋りょう維持補修事業費とともに交付され、委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金に充当しております。歳入番号②道路橋りょう整備事業債は、工事請負費に充当しております。

資料の10ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、交通事故防止を図るため、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーの新設や修繕、また通学路等の交通安全対策や路面表示等の工事を実施する事業費で、需用費は、道路反射鏡の修繕料、工事請負費は、道路反射鏡の新設工事及び路側線やグリーンベルト、「スピード落とせ」などの路面表示や車止めポールなどを設置する交通安全対策工事、なお、特定財源は下記に記載のとおり、まちづくり基金繰入金を修繕料及び工事請負費に充当しております。

最後に、資料11ページ、歳入予算の説明でございます。財産収入の不動産売却収入は、利用していない水路敷等の払下げによる売却収入を計上してございます。

以上で、道路課が所管いたします令和7年度の予算についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

**【廣田副委員長】** 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いします。

山田委員。

**【山田委員】** 1点だけなんですけど、5ページで、寒川駅南口のエレベーター・エスカレーターの電気料金負担金とあるんですけど、これは光熱水費じゃなくて負担金ということは、JRに払っているという形でのよろしいのでしょうか。

**【廣田副委員長】** 栢沼技幹。

**【栢沼技幹】** こちらの負担金に関しましては、南口のエレベーター・エスカレーターの電気料金という形で、東電から直接線を引っ張っているのではなくて、JRの駅舎から電気を供給していただいているという設計になっている関係で負担金という形でお支払いしております。

**【廣田副委員長】** 山田委員。

**【山田委員】** 分かりました。JRに払っているということで分かりました。あとこれに関連してなんですけど、維持管理というのは、町でモニターを使ったりとか、やっているんですけど、こういうことの電気料金とか、そういうものは町が直接東電に払っているという感じでいいんですか。

**【廣田副委員長】** 栢沼技幹。

**【栢沼技幹】** カメラとか、いろいろついているのがあるんですけども、メンテナンス関係で使っている分、南口のものについているものはJRでお支払いしている感じで、あと北口にもエレベーター・エスカレーターがありますので、そちらの維持管理をしている電気については、東電から供給してもらっていますので、東電にお支払いしているという形になります。

**【廣田副委員長】** 他に質疑はございますか。

太田委員。

**【太田委員】** 15分の10ページ、道路橋りょう維持管理事業費でお伺いしていきたいと思います。道

路反射鏡の修繕料、また新設工事及び交通安全対策工事ということで、備考欄に書かれておりますけれども、まず反射鏡はカーブミラーだと思うんですけれども、カーブミラーの設置基準みたいのがもしあればお聞かせいただければと思います。それから交通安全対策工事というのは、グリーンベルトのことかなと思いますけれども、令和7年度は箇所が決まっているのかな、それか何メートルという範囲で予算を取っているのか、その辺はどのような積算根拠なのかお聞かせいただければと思います。

【廣田副委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 カーブミラーの設置基準に関しましてなんですけども、基本的には公道と公道の交差点であったり、あとは公道の曲がり角、そういうところにつけております。見え方としましては、自動車から自動車が見えるというのを前提に設置させていただいております。あとは毎年自治会様に要望の取りまとめをお願いしているんですけども、基本的には自治会で取りまとめをしていただいて、自治会長さんのお名前を出していただくというのを基本としております。

【廣田副委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 交通安全施設のグリーンベルトの積算基準なんですけれども、グリーンベルトなどは年1回の通学路点検パトロール、あと町の道路管理者としてのパトロールなど危険箇所をおおむね把握しております、それに応じた額を計上しております。また、今優先順位を決めている段階なので、まだこれから優先づけをして積算をしていく予定をしております。

以上です。

【廣田副委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。カーブミラーの設置の基準は、あえて聞かせていただいたんですけども、それに見合わないというか、それでも交通事故を防止するために設置したほうがいいという箇所についても、危険性があれば設置が可能なかどうかということと、防犯灯のときもどなたかの委員さんから話が出たような記憶があるんですけども、今自治会に入っていない方もいらっしゃる中で、お住まいの自治会に声を上げてほしいと言っても、なかなか難しいこともあるし、例えば通勤途中で見えにくいとか、危ないとかというお声をいただくこともあるんですけども、そういった場合は私もお問合せをさせていただいているんですけども、そういった場合でも自治会から上げていただいたほうがいいのか、それはそれで上げさせていただいて大丈夫なものなのか、それをお聞かせいただきたいのと、あと令和7年度は何基分を予定しているのかお聞かせいただければと思います。あとグリーンベルトの件は分かりました。これから検討ということで、消えている部分も結構ありますので、ぜひ順次やっていただければと思いますので、よろしくお願いたします。1点だけお願いいたします。

【廣田副委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 カーブミラーの設置に関してなんですけども、先ほどお話ししたのは原則的なお話でありますので、それぞれ交差点であったり、道路上でいろんな条件で危ないよというのがあるか思いますので、その辺は私どもに声を上げていただければ、必ず現場には確認に行き、原則以外でついているところもありますので、その辺はご相談いただければなというところがございます。あと自治会から要望書を基本的には上げていただいておまして、自治会に入っていない方のお声を聞くケースもあるんですけども、その際も現場は確認させていただいておまして、まず緊急性があるかないか、本当に緊

急性がある箇所につきましては、私ども道路管理者として設置というのも行っておりますので、緊急性がなくて通常の各自治会様で上げていただいているぐらいの危なさであると、公平性もありますので、優先順位をつけて設置しているところがありますので、その辺は周りの自治会に入っている方にもお声がけしていただいて、自治会で出していただきたいなという思いなんですけども、あと令和7年度の反射鏡の予算の関係なんですけども、令和7年度につきましては、2面鏡を5基設置するように予算は取っております。

【廣田副委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。令和7年度は2面鏡を5基設置予定ということで承知しました。結構寒川町はカーブミラーが設置されているという状況もお伺いしています。とはいえ、カーブミラーがつかないところでも結構地面に白いチョークがあって、交通事故がありましたという看板があるところがあるので、そういったところはまた順次、自治会に入っていない人が自治会の人のところに行って要望するというのは結構ハードルが高くて、まず自治会に入ってくださいと言われちゃうケースが多いんですね。それとこれとはちょっと違うかなという感は否めないんですけども、本当に緊急性があれば私もお伝えはしていく、だからといって、早くつけてほしいということではなくて、自治会に上げられない声もあるので、しっかりと現場を見てくださるということですので、基本は自治会なんだろうけれども、そういった場面だけではないというお声もあるので、ぜひ声を聞いていただければと思いますので、これは結構です。

【廣田副委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 委員長、すみません。訂正を1件お願いしたいんですけども、カーブミラーの関係で、先ほどの山田委員さんからお話がありました北口のエレベーター・エスカレーターの電気の関係なんですけども、令和6年度の実績としましては、東電ではなくて、コスモでんきさんと契約を結んでおりまして、コスモでんきさんにお支払いしているという状況でございました。すみません。訂正させていただきます。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 基本的なところに戻らせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。寒川駅の南北の自由通路がありますよね。あれは基本的には町のもの、町が管理して町のものであるという認識でよろしいんですよね。

【廣田副委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 自由通路といいますと、駅舎のちょうど南北をつなぐ橋状のものということですね。そちらにつきましては、JRの持物でございまして、設置当初寒川町も負担金といいますか、整備費を一部お支払いしているんですが、JRに移管しておるということで、ただし、床面については、町民が通行しておりますので、床面だけの清掃は道路課で予算を確保しております。

【廣田副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。こうなっているじゃないですか。こうなっていて、エレベーター・エスカレーターは寒川町が管理しているわけですよね。だから自由通路の床面だけは清掃は行っている、

でも壁面は全く寒川町とは関係ない、だから南北の改札口を下りていくところの手前まではJRさんの管理と考えていいということですか。

【廣田副委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 詳しく説明します。まず、駅舎の上の部分は、先ほど申し上げたとおり、駅舎の自由通路につきましては、JRの持物でありまして、まず南口の階段部分とエスカレーター・エレベーターにつきましては寒川町の道路課管理でございます。北口につきましては、階段部分はJR、エスカレーターとエレベーターは寒川町道路課が管理してございます。自由通路の壁面は、もちろんJRの管理でございます。

以上でございます。

【廣田副委員長】 横手委員。

【横手委員】 何が言いたいかという、バスターというか、交換じゃないんですけども、うまいことJRさんと共用という形で壁面なんですけど、JRの管理だからこそJRのポスターばかり貼ってあるのは分かるんですけども、最近駅からハイキングみたいな形で寒川駅をご利用されるよそから来た方がいっぱいいるにもかかわらず、いきなりJR好き好きと言われても、いいですよ。いいキャッチコピー、素人のやつ、白熱ですよ。いいキャッチコピーで、さすが今年もJR好き好き、頑張っているなという感じなんですけども、それよりは本当は寒川町の何らかのPRをあそこに、3枚でも4枚でもいいから、B1のポスターを貼るだけでも、来た人たちが、ああ、寒川町というところに来たんだというような、観光協会との話になっちゃうのかもしれないんですけど、なので、もしも下を清掃でやっているんだしたら、そこを何枚かうちに頂戴よというようなことは、金を出せと多分JRが今言いますよ、残念ながら。何でもお金にしたがるのは間違いない、それは当たり前です、ビジネスですから、当然。ただ、そういう意味ではそういう交換条件で、例えば3枠とか4枠とか、ポスターの枠をもらって、それを、部署は違うんですけども、パブリシティ、寒川町のPRポスターを貼るようなことができないのかなと思って聞きました。なので、今のところだと、どこまでが寒川町で、どこまでがJRだというのは分かったので、ただ、今後可能性として、そういうところをJRとの話合いで使うことができるような可能性というのはあるのでしょうか。

【廣田副委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 おっしゃるとおり、改札を出て正面は一番目につくところでして、JRさんのポスターしか貼っていない。実は先ほど申し上げた北側と南側の階段部分につきましては、こちらで管理しておりますので、時々観光だとか、その他のPRのポスターは実は掲示してあるんです。ただ、なかなか目につかないということでございますから、今後JRと調整しまして、できれば正面に1枠、2枠、少しでも枠をいただけないかということで、調整させていただきたいと思っております。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点だけ。15分の9ページ、道路橋りょう整備事業費、狭あい道路後退用地測量等委託料にかかる場所なんですけれども、通学路が狭いよという話を聞いておりますので、次年度予算内でどういった改善がなされるのかご説明をいただければと思います。

【廣田副委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 狹隘道路の事業につきましては、2種類予定してございまして、1つは、申請主義で、もともと狹隘道路で新築、建替え等に伴いまして建築基準法で4メートル取らないと建築できないということで、セットバックをしていく、そういった場面、申請主義の部分と、あとはこちらで積極的に狹隘道路の拡幅をしたいということで、4メートルに満たない部分を用地買収して広げていくという事業がございまして、来年度は、実は拡幅をする部分は予定していないということでございます。

以上でございます。

【廣田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 申請主義に関しましては、その都度適切に対応してもらえればと思いますが、新しくできた宮山の消防署の通学路だったり、途切れているところであったり、いろいろとお声はいただいているところがございますので、こちらからの提案で、やるべき箇所については認識を持って計画的に取り組んでいっていただきたいなと思います。意見です。何かあれば。

【廣田副委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 ご提案いただきまして、ありがとうございます。こちらにも実は狹隘道路を幾つかやるべきというところで、ピックアップしてございまして、計画はある程度つくってございまして、ただ、用地買収に絡むものですから、幾つか調整している中でどうしてもお譲りいただけないと、建築等も絡んでいないので、なかなか拡幅が進まないという状況でございまして、またご提案いただきましたので、改めて積極的にできるところから進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

山上委員。

【山上委員】 町道の破損等について、町民からの通報というのは年間何件ぐらいありますか。

【廣田副委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 令和5年度の実績でございまして、全部で504件、道路の破損ではなくて苦情等の件数につきまして504件でございまして。そのうち道路側溝の破損だとか、側溝の清掃、草刈り等も入っているんですが、破損だけにつきましては、今のところ手持ちがありませんので、申し訳ございません、後ほどお答えいたします。

【廣田副委員長】 山上委員。

【山上委員】 町民からの通報を簡単に行えるシステムというのは考えたことはありますか。例えば破損している部分を写真に撮って、何かのアプリでそのまま町に送って、この場所、そういったものがあると非常にいいのかなと、電話でやるよりすぐ分かるというところなんですけど、いかがでしょうか。

【廣田副委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 通報のシステムということで、以前もそういったお話がございまして、実は庁内で統一した仕組みをつくりましょうということで、調整してございまして、今デジタル推進課で主に検討

していただいているところなんです、寒川町のLINEの公式アプリがあると思うんですが、そちらに機能を追加していこうということで、来年度令和7年度中には何とか実装できるというような方向性で、ある程度形はできていて、あとは修正、担当課と調整しながら進めていきたいと聞いております。

以上でございます。

【廣田副委員長】 山上委員。

【山上委員】 ぜひともそれを進めていただきたいと思います。道路破損だけではなくて、先ほどのグリーンベルトとか、あとは危険な場所、要は子どもたちが登下校するところで車がいっぱいスピードを出しちゃうところとか、ちょっと坂になっているところで自転車等もスピードを出しちゃう、こういった場所があるんだよということを、顔が見えない状態でのアプリでのあれができると、その写真も送れるので、非常に便利なツールになると思いますので、ぜひとも早急に進めていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 1点だけ伺います。道路橋りょう維持管理事業費には、木の剪定の委託というのが入っているんですが、これは恐らく町道自体に生えている木の剪定だと思うんですが、道路に面したご家庭の庭に生えている木が町道にはみ出ている箇所というのがすごくよく目につくと思うんですね。こういうところに関してどういう指導等を行っているのか、そしてこれまで指導してどう対処されてきたのか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

【廣田副委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 こちらにつきましては、通報等、ご相談等も入っております。基本的にはまず毎年8月に寒川の広報でお知らせしております、車両、歩行者の通行に支障があるということで、道路に枝が出ている、歩道については2.5メートル、車道については4.5メートルの高さのところに出ている場合には、剪定してくださいというようなことで、通報があれば、こちらの職員が現地に赴きまして地権者の方に切るようお願いしているところでございます。また昨年度2月に、そういった問合せがございましたので、全戸に回覧という形で絵を入れまして、道路にはみ出ている木は手入れしてくださいということで回覧しているところでございます。

以上でございます。

【廣田副委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 広報、そして回覧、あとは通報があったらというようなお話でしたが、となりますと、現状町の側でパトロール等で見回った上でそれを発見したら、その家庭の方をお願いするというような体制は取られていないということよろしいのでしょうか。となると、通報も皆さんそう簡単に通報というのはしにくいだろうと思うんですね。でも、実際これは高さもある程度ある車とか、トラックとかでも話を聞くんですね。上が引っかかかってしまうところがすごくあると、でもなかなか通報というのも難しいと思うんですけど、町としても道路パトロール等もされていると思うので、そういうときに見つけたら、どんどん積極的に指導していくような体制というのは取れないものかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【廣田副委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 先ほどお答えし忘れたんですが、当然こちらでパトロールしておりまして、危険と判断した場合には、積極的に職員で切るようにということで、指導はしているところでございます。ただ、実は大きい木だったりしますと、お金もかかるということで、指導してもなかなか切っていないというのが多々ございます。

以上でございます。

【廣田副委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

以上で、都市建設部道路課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【廣田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

ここからは、都市建設部下水道課の審査に入ります。まず、一般会計について執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 では、引き続きまして、下水道課の予算につきましてご審査をお願いいたします。説明につきましては富田下水道課長、質疑については出席職員にて対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【廣田副委員長】 富田下水道課長。

【富田下水道課長】 それでは、下水道課所管の令和7年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、下水道課につきましては、組織の見直しによる所管課等の変更はございませんので、よろしくをお願いいたします。説明に当たりましては、タブレットの予算特別委員会説明（参考）資料を基に説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰出しでございます。タブレット資料060の2ページをご覧ください。下水道事業特別会計負担金は、2億5,531万6,000円で、分流式下水道経費や水質規制費負担金の増により、前年度に対して348万1,000円の増、資料の3ページをご覧ください。下水道事業特別会計補助金は、6,310万4,000円で、長寿命化対策委託料等の増により前年度に対して88万8,000円の増、資料4ページをご覧ください。投資及び出資金における下水道事業特別会計出資金は、2,162万4,000円で、有形固定資産購入費の減により前年度に対して831万2,000円の減となり、繰出金の総額といたしましては、前年度に対して394万3,000円の減となっております。

一般会計については、以上でございます。

【廣田副委員長】 説明が終わりました。ここから質疑を受け付けます。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

【廣田副委員長】 ないようですので、ここで一般会計に関する質疑を打ち切ります。

続きまして、特別会計について執行部の説明を求めます。

富田課長。

【富田下水道課長】 引き続き、下水道事業特別会計について説明申し上げます。

予算書の後段257分の229ページからの下水道事業特別会計予算の1ページをお開きください。第1条は、総則、第2条は、令和7年度における業務の予定量、第3条は、収益的収入及び支出を定めるもので、収入では、使用料や一般会計からの負担金などを、支出では、業務、維持管理経費及び支払利息などでございます。収入における第1款下水道事業収益は、13億5,312万9,000円を、支出における第1款下水道事業費用は、13億4,634万円を予定しております。第4条は、資本的収入及び支出を定めるもので、収入は、起債や国庫補助金などで、支出では、建設改良費や償還金などでございます。収入における第1款資本的収入は4億8,560万円、支出における第1款資本的支出は、9億1,470万5,000円を予定し、差引き4億2,910万5,000円の不足額につきましては、当該年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金を補填財源とするものでございます。第5条の債務負担行為につきましては、寒川町水洗便所改造等資金貸付けあっせん条例に基づき、金融機関から融資あっせんを受けた借受人が、債務不履行を生じた場合の金融機関への損失補償を見込むものでございます。第6条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、内容は、3ページに記載のとおりでございます。第7条の一時借入金は、事業年度内に万が一資金不足が生じた際の一時借入金の限度額を定めたものでございます。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用のうち消費税に限り流用ができることを定めたものでございます。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費と定めたものでございます。第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から下水道事業特別会計への補助金の額を定めたものでございます。

続きまして、寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書でございます。6ページから7ページは、予算の実施計画でございますが、24ページ以降の下水道特別会計の収入及び支出の集計でございますので、後ほど説明いたします。

8ページをご覧ください。令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1年間の現金の動きを示す財務諸表で、業務、投資、財務の活動ごとに表したものでございます。

9ページから12ページは、給与費明細書でございます。

14ページ、15ページは、予算書の第5条、債務負担行為に関する調書でございます。

16、17ページは、令和7年度末における令和8年3月31日の予定貸借対照表でございます。

20ページ、21ページは、令和6年度末における令和7年3月31日の予定貸借対照表で、令和6年度末の予定資産、負債、資本をそれぞれ記載したものでございます。

お戻りいただきまして、19ページでございますが、令和6年度末における令和7年3月31日の予定損益計算書で、令和6年度末の収益と費用を記載したものでございます。これより事業ごとの支出の説明に入らせていただきますが、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目が多く、その充当先も多岐にわたるため、収入とその内容について一括して説明申し上げ、後ほど説明いたします支出の際には、資料の事業費別支出収入予算の概要の下段に記載してあります事業に対する収入科目等により、財源と充当先の確認をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の24、25ページをお開きください。1款下水道事業収益1項営業収益

1目1節下水道使用料につきましては、汚水私費の原則に基づき、汚水に関する維持補修事業費、下水道使用料納付事務委託、人件費、相模川流域下水道維持管理負担金、汚水の減価償却費、汚水の償還金利子などへ充ててございます。2目他会計負担金1節一般会計負担金は、総務省繰出基準により、一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金は、雨水に係る維持補修事業費、流域下水道維持管理負担金、人件費、雨水の減価償却費へ、水質規制費負担金は、特定事業所から排出される水質調査に係る委託や人件費へ、水洗便所等普及費負担金は、下水道への排水設備接続に係る人件費に充ててございます。4目1節受託事業収益のその他受託事業収益は、委託料に充ててございます。5目その他営業収益1節手数料の登録手数料は、指定工事店等の登録手数料、諸証明手数料は、下水道台帳発行手数料で、水洗便所等普及促進事業費に充ててございます。2項営業外収益2目他会計負担金1節一般会計負担金につきましては、総務省繰出基準により、一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金については、雨水償還金の利息へ、臨時財政特例債等負担金につきましては、汚水償還金の利息へ、分流式下水道負担金につきましては、経営で賄い切れない資本費分として繰り入れ、同じく汚水償還金利息へ充ててございます。その他負担金は、職員の児童手当に充ててございます。3目他会計補助金1節一般会計補助金は、赤字補填分として繰り入れているもので減価償却費へ充ててございます。7目雑収益1節雑収益の延滞金は、雑入が生じた際の科目設定で、雑収益は茅ヶ崎市からの汚水流入分の使用料で、一般管理費に充ててございます。8目長期前受金戻入1節有形固定資産長期前受金戻入及び2節無形固定資産長期前受金戻入は、国庫補助金や受贈資産に係る収益化分としての非現金収入、3節元金繰入金長期前受金戻入は、臨時財政特例債等負担金の元金受入分に伴う収益化分としての非現金収入、3項特別利益2目1節過年度損益修正益は、不測の収入が生じた際に備える科目設定、3目1節その他特別収益は、過年度の長期前受金戻入分などでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、支出でございます。

予算に関する説明書の26から33ページをお開きください。1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費でございます。タブレット資料061の2ページをご覧ください。下水道維持補修事業費は、下水道施設の維持補修に係る費用でございます。光熱水費は、水門やマンホールポンプの電気料、修繕費は、水門やマンホールポンプの修繕費、通信運搬費は、調整池ポンプ監視システムと水位等監視システムの通信費でございます。委託料は、維持管理に伴う委託13件を予定しているものでございます。各委託の概要につきましては、資料の24ページに記載のとおりでございます。賃借料は、下水道施設用地の借地料、工事請負費は、維持補修工事4件を予定しているものでございます。各工事の概要につきましては、資料の25ページに記載のとおりでございます。材料費は、鉄蓋や防護蓋及び常温合材などの補修用材料の購入費、負担金は、雨水処理に係る茅ヶ崎市への負担金、補助交付金は、雨水貯留施設設置に伴う助成金でございます。

資料の3ページをご覧ください。下水道台帳管理費でございます。委託料は、下水道台帳の管理に伴う委託2件を予定しているものでございます。委託の概要につきましては、資料24ページに記載のとおりでございます。

資料の4ページをご覧ください。相模川流域下水道維持管理事業費でございます。負担金は、相模川

流域下水道の汚水処理に要する応分の負担金でございます。

資料の5ページをご覧ください。水質規制事業費でございます。委託料は、相模川流域下水道維持管理要綱に基づく特定事業所の水質検査で、公共下水道への有害物質の流入防止を目的とするものでございます。

資料の6ページをご覧ください。水洗便所等普及事業費は、下水道への接続や雨水貯留を目的とする排水設備工事等に伴う助成金や利子補給でございます。

資料の7ページをご覧ください。職員給与費でございます。給与から賞与引当金繰入額までは、管理担当職員7名分の人件費、報酬は、下水道運営審議会委員の報酬でございます。

資料の8ページをご覧ください。一般管理費でございます。主に職員の作業用消耗品や公用車の維持管理経費でございます。委託料は、上下水道料金一括徴収や公営企業会計支援業務などの委託4件を予定しているものでございます。各委託の概要につきましては、資料の25ページに記載のとおりでございます。賃借料は、プリンターや会計システムの借上料、負担金は、日本下水道協会など加盟団体への会費や一般会計への事務経費負担金、公課費は、公用車の車検に伴う自動車重量税、雑費は、下水道使用料の過誤納還付加算金、貸倒引当金繰入額は、不納欠損見込み分の計上でございます。

資料の9ページをご覧ください。有形固定資産減価償却費でございます。

資料の10ページをご覧ください。無形固定資産減価償却費でございます。

資料の11ページをご覧ください。企業債利息の下水道債支払利息は、起債に係る償還金の支払利息でございます。

資料の12ページをご覧ください。一時借入金支払利息は、予算書の第7条に係る一時借入金が生じた場合の利子を見込むものでございます。

資料の13ページをご覧ください。消費税及び地方消費税は、消費税法に基づく消費税納付額でございます。

資料の14ページをご覧ください。過年度損益修正増は、過去に納付された下水道使用料の過誤納還付金を見込むものでございます。

資料の15ページをご覧ください。その他特別損失は、不測の支出に備える科目設定でございます。

資料の16ページをご覧ください。予備費でございます。予算に関する説明書の30、31ページをお開きください。資本的収入でございます。こちらの財源と内容を一括して説明申し上げるものですので、よろしく願いいたします。1款資本的収入1項1目企業債1節公共下水道事業債は、汚水、雨水の整備事業に充てるものでございます。流域下水道事業債は、相模川流域下水道建設事業負担金に充てるものでございます。2項出資金は、雨水公費の原則並びに総務省繰入基準に基づき、一般会計から受け入れる繰入金で、雨水の整備事業や人件費に充てるものでございます。3項負担金1目他会計負担金1節一般会計負担金の臨時財政特例債等負担金につきましては、総務省繰入基準に基づく一般会計からの繰入金で、償還金元金に充てるものでございます。4項補助金2目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で、下水道施設整備に係る委託や工事に充てており、国庫補助対象事業費の2分の1の補助でございます。

以上が、資本的収入でございますが、財源の充当先につきましては、先ほどの収益的収支同様事業費

別歳出収入予算の概要にも記載しております事業に対する歳入科目等をご参照いただくようお願いいたします。また、資本的支出においては、予算に関する説明書第4条でご説明申し上げました補填財源の充当がございます。

予算に関する説明書は32、33ページ、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設事業費でございます。

資料の17ページをご覧ください。下水道整備事業費は、市街化区域内の建設に係る費用で、委託料は、計画や設計に関する委託6件を予定するものでございます。各委託の概要は、資料の26ページに記載のとおりでございます。使用料は、積算システムとCADシステムの使用料、工事請負費は、長寿命化対策工事や下水道施設耐震対策工事など6件を予定しているものでございます。各工事の概要は、資料の27ページに記載のとおりでございます。負担金は、県道掘削に伴う事務負担金でございます。補償費は、工事の支障となる埋設物の移設に係る物件補償でございます。

資料の18ページをご覧ください。下水道調整区域整備事業費は、市街化調整区域の建設に係る費用で、委託料は、計画に関する委託1件を予定しているものでございます。各委託の概要は、資料の26ページに記載のとおりでございます。工事請負費は、管渠整備工事等4件を予定しているものでございます。各工事の概要につきましては、資料の27ページに記載のとおりでございます。負担金は、県道掘削に伴う事務負担金でございます。補償費は、工事の支障となる埋設物の移設に係る物件補償費でございます。

資料の19ページをご覧ください。建設総務費、職員給与費、給料から賞与引当金繰入額までは、整備担当職員3名分の人件費でございます。

資料の20ページをご覧ください。一般管理費、旅費は、職員の出張旅費、備用品費の消耗品費は、設計や工事に要する参考図書や事務用品の購入費、印刷製本費は、埋設シートの印刷代でございます。

資料の21ページをご覧ください。1目相模川流域下水道建設負担金は、流域下水道の建設に係る応分の負担金でございます。

資料の22ページをご覧ください。有形固定資産購入費は、令和7年度は該当はございません。

資料の23ページをご覧ください。企業債償還金は、これまでの起債の償還金元金でございます。

以上が、下水道課所管の予算に関する説明の内容でございます。

なお、資料につきましては、28ページ以降は、工事箇所図、普及状況、供用開始図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**【廣田副委員長】** 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑はございますか。

山田委員。

**【山田委員】** まず、水道料金の値上げのことにに関してなんですけど、7年度はどのような状況になるのかお聞きします。それと施政方針の中に出ましたけど、ウォーターPPPに関して、資料のどこかに関連することは入っているのかお聞きします。それから17ページで、歳入なんですけど、社会資本整備総合交付金についてなんですけど、これが減額になっていきますけど、これについてどのような理由で減額になっているのかお聞きします。

**【廣田副委員長】** 富田課長。

【富田下水道課長】 令和7年度の下水道使用料という質問でよろしいでしょうか。使用料に関しましては、令和6年4月1日に改定しておりますので、令和7年度は今のところは改定する予定はございません。それ以降の改定につきましては、今のところ予定はないんですけども、経営戦略の委託等をかけておりますので、これからの下水道事業の伸び等に関してまたこれから調整して、なおかつそれに対して下水道審議会に諮問していきながら進めていくという方針でございます。

【廣田副委員長】 山本副技幹。

【山本副技幹】 2点目のウォーターPPPの関係の予算は入っているのかというご質問だと思うんですが、ウォーターPPPの来年度から検討するのは、導入可能性調査委託をやる予定なんですけど、予算については今回の3月補正予算で議決させていただいておりますので、今回当初予算には入っていない状況になっております。それと3点目の社会資本整備総合交付金の17ページのことだと思うんですけど、充当先がどの工事かというご質問だと思うんですが、資料の26ページの上段の委託が何件かあるんですけど、社会資本交付金が充当されるのが上から2つ目、長寿命化対策既設管調査業務委託、これはストックマネジメント計画に基づくテレビカメラ調査でございます。あと長寿命化対策改築実施設計業務委託、こちらも点検調査に基づいて診断で改築が必要とされる管渠の設計委託、その下の下水道施設耐震化対策実施設計業務委託、こちらも耐震化の診断に基づいて耐震化が必要とされる実施設計委託、あと雨水管理総合計画改定業務委託というものがございまして、雨水総合管理計画が令和3年度からつくって、令和7年度までなので、改定の見直しの委託になります。それと17ページの社会資本ということであれば、今の表と、あと27ページの上段の工事内容表があるんですけど、そちらの一番上の図面番号①の長寿命化対策工事（その1）、長寿命化対策工事（その2）、その下の下水道施設耐震化対策工事（その1）、（その2）が社会資本整備総合交付金を充てている工事となります。

以上です。

【廣田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 下水道料金に関しては、7年度は改定はなしということで、いずれにしろこれに関しては今物価高、下水道料金は少しでも町民の負担を軽くするという点では、いろいろ検討していただきたいと思います。あとそれとウォーターPPPの話は分かりました。3月補正予算で出たということで、今回のこの予算には入っていないということで、ここでウォーターPPPの中身に関してどういう検討をするかということは聞いても、分かりました。別のところで。あとそれと社会資本整備総合交付金なんですけど、どうしてこれをやるかということは分かりましたけど、これが490万円減っているんですけど、これに関しては今回の充当するところが去年に比べて少なくなったというところから減額になったということでよろしいんですか。

【廣田副委員長】 山本副技幹。

【山本副技幹】 増減の理由ということでして、やる箇所の増減に関わって補助金の対象も変わったということになります。

【廣田副委員長】 1点目は何か見解は。

富田課長。

【富田下水道課長】 先ほどの1点目なんですけども、令和6年度に上げていますので、令和7年度

に上げるという予定はございません。

以上です。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【廣田副委員長】 ないようですので、以上で、都市建設部下水道課の審査を終わります。  
暫時休憩いたします。再開は14時45分とします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、都市建設部都市計画課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、続きまして、都市計画課の予算につきましてご審査をお願いいたします。説明につきましては水越都市計画課長、質疑につきましては出席職員にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 水越都市計画課長。

【水越都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和7年度予算につきまして、お手元のタブレット資料70都市計画課予算特別委員会説明(参考)資料により説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。なお、当課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、17人分の人件費でございます。

続きまして、資料は3ページをご覧ください。都市計画事務経費でございます。こちらは住環境の向上のため実施する事業に必要な事務費を計上してございます。報酬、旅費については、都市計画審議会の運用経費などがございます。また、負担金、補助及び交付金は、神奈川県建築物耐震後対策推進協議会ほか4件の協議会への負担金でございます。特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、資料4ページをご覧ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的に木造住宅やブロック塀の耐震化促進を行うものでございます。負担金、補助及び交付金は、木造住宅の耐震診断をはじめ耐震改修工事や建物の除却、沿道建築物の耐震診断、危険なブロック塀の撤去などを行う防災工事への補助金でございますが、令和7年度予算については、新たに耐震シェルター等の設置についても補助対象としまして、一層の耐震化促進に取り組む予算計上とさせていただいております。特定財源につきましては、国費、県費を記載のとおり充当してございます。

続きまして、資料は5ページをご覧ください。住居表示整備事業費でございます。住所が分かりやすく住みやすいまちづくりをするために必要な事業費を計上しております。需要費の消耗品につきましては、住居番号表示板等の購入費でございます。委託料につきましては、街区表示板の更新を図るための委託料ございまして、令和7年度より街区表示板のデザインを一新いたしまして、『「高座」のころ。』を基調とした街区表示板へ変更し、見やすく親しみやすい形で更新を図ってまいります。

続きまして、資料6ページをご覧ください。都市計画基礎調査関連経費でございます。都市計画法に

基づき現況及び将来の見通しを把握し、都市計画の運用の基礎とするために必要な調査をするための経費でございます。委託料は、基本図修正業務を実施するものでございます。

続きまして、資料は7ページをご覧ください。都市マスタープラン見直し事業費でございます。こちらは新たに計上した事業費でございます。都市マスタープランの進捗管理、満足度調査などを行い、今後の都市マスタープラン改定へとつなげていく事業費でございます。役務費としまして、アンケート郵送料を計上してございます。

続きまして、資料は8ページをご覧ください。空き家対策事業費でございます。空き家等対策の推進に関する特別措置法などに基づき町内の空き家対策を講じる事業費でございます。法定協議会である空き家等対策協議会の運営経費及び空き家所有者調査に係る郵送料を計上してございます。

続きまして、9ページをご覧ください。線引き見直し事業費でございます。人口や産業などの将来予測を基に都市計画区域の区域区分や整備方針などを見直すための事業費でございます。令和6年度に必要な委託業務については完了したため予算計上はございません。

資料は10ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、特定財源については、記載のとおりでございます。

説明資料は11ページをご覧ください。公共交通充実促進事業費でございます。コミュニティバスをはじめ公共交通の充実を図るための事業費でございます。地域公共交通会議の運営に係る委員報酬や旅費及び需用費の印刷製本費ではダイヤ改正等コミュニティバスの時刻表冊子の印刷代でございます。委託料については、コミュニティバス運行委託に関する費用でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議ほか1件への負担金、また寒川・海老名間の路線バス維持対策事業負担金につきまして、国の補助金算定期間に合わせて予算書6ページの第2表債務負担行為に記載のとおり、令和7年度から令和8年度までの1年間を債務負担行為とするものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。公園緑地管理経費でございます。公園緑地等を皆様の憩いの場所として安全・安心、快適にご利用いただけるよう維持管理を行うための経費でございます。主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。委託料については、公園・緑道における樹木剪定、除草及び遊具の点検、トイレの清掃などの委託料でございます。18ページに委託の一覧を載せてございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。特定財源につきましては、記載のとおり、公園使用料、まちづくり基金繰入金などを充当してございます。

続きまして、資料は13ページをご覧ください。公園等協働事業でございます。地域の皆さんのボランティアによる公園緑地の美化及び維持管理活動を推進し、公園等に対する愛護思想の普及を図る事業でございます。報償費は、公園愛護活動団体への報償金でございます。団体ごとに受け持つ公園等の面積規模により交付するものでございます。特定財源につきましては、記載のとおり全額まちづくり基金を充当してございます。

続きまして、説明資料14ページをご覧ください。緑の保全・普及啓発事業費でございます。緑の保全、緑化推進により健康で快適な住みよいまちづくりを図り、町の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐための事業でございます。需用費消耗品費は、緑化フェアにおける配布用苗木等の購入費などでございます。負担金、補助及び交付金は、保存樹木、保存樹林所有者に対する助成金でございます。特定財源につき

ましては、記載のとおり全額まちづくり基金を充当してございます。

資料は15ページをご覧ください。国県道整備促進事業費でございます。町民の住環境向上のため国や県の道路整備などの事業に対して整備促進要望活動、関係機関との調整業務を行う事業でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか4件の協議会等への負担金でございます。

続きまして、資料は16ページをご覧ください。歳入でございます。諸収入は、一之宮公園自動販売機電気使用料でございます。

以上で説明は終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

**【小泉委員長】** 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

太田委員。

**【太田委員】** 3点お伺いしたいと思います。1点目は、4ページの耐震改修促進事業費で、令和7年度から耐震シェルターの設置の事業が始まるかと思えますけれども、その詳細をお聞かせいただけますでしょうか。それと11ページの公共交通充実促進事業費で、コミバスの件ですけれども、運賃を見直すと施政方針の中にあつたかと思えますけれども、その辺のお詳しい内容と、あとコミバスのルートについて以前も質問しておりますけれども、今寒川駅発着になっているかと思うんですけれども、多くの皆様から役場発着にできないのかという、試行運転というんですたっけ、最初の。あとのときは寒川町役場発着だったんでしょうか。私もそのときはまだ議員になっていないので分からないんですけれども、寒川町役場が発着のときがあったと思うんですけれども、それに戻せないかというお声をすごくいただいていて、その辺の検討、昨年も質問でしているかと思うんですけれども、発着の場所の検討というのをされる予定があるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。そして寒川駅からは近いんですけども、高齢になったことで中瀬地域とか、奥の大曲地域とか、幹線道路から外れている奥のおうちというんですかね、そういう地域の方から、小さいバスでもいいから乗り合いタクシー的なものを走らせることができないのかというようなお声も何件か既にごいただいていて、大きなバスはなかなか難しいですよというお話はさせていただいているんですけれども、これはいろんな議員からももしかしたら出ていたような気はするんですけれども、乗り合いタクシー的な、そういった検討を令和7年度にされる予定があるのかお伺いいたします。それから12ページで、公園緑地管理経費です。遊具の点検等をしていただく予算はついているかと思うんですけれども、結構今もテープが巻かれている遊具が使えない公園、そして遊具自体が存在していて、子どもたちがなかなか遊べない、それが修繕されないで行く行くは撤去されていくというような状況がたまに見受けられるんですけれども、この辺の公園の遊具の修繕とかというのは令和7年度、既に危険ですという黄色いテープが巻かれているので、令和7年度の修繕の予定がこの中に入っているのかどうかお聞かせいただければと思います。

**【小泉委員長】** 水越課長。

**【水越都市計画課長】** 3点ご質問ということで順にお答えしてまいります。まず、耐震改修促進事業費の中のシェルターの新しい取組についてここで詳しくということで、これまで耐震改修等々の事業について助成をやってきたわけですけれども、主にご相談に来る方、当然一定年数以上古い建物が対象

になってまいりますので、その持ち主さんも高齢化が進んでいる中で、今後、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、何年住むか分からないうちに耐震改修、数100万円程度のお金がかかる場合もあります。その投資に踏み切れず耐震改修がなされないまま不安な毎日を過ごすというところが、何とかそこにも町としても取り組めないかということで考えておまして、耐震シェルターであれば多くのものは補助対象事業50万円で半額補助の25万円で命は救える、家の倒壊までは防げないけど、耐震改修に2つの目的がありまして、中の人を守る、それから倒れたことで隣近所に迷惑をかけない、道を塞がない、それから復旧を早めるというところで、せめて中の人を守るということにも着目すべきだということで、シェルターを補助対象とするということで、そちらの導入を進める。シェルターについては、家の中に人を守る空間を一部屋設ける、大きな部屋の中にもう一つ枠組をするようなもの、それからベッド自体を囲う、天蓋付ベッドの丈夫なものというようなイメージが今回の耐震シェルターの対象としていく考えでございます。

続きまして、公共交通の件ですけれども、まず運賃の見直しについては、これから当然これらの公共交通に関しては地域公共交通会議にお諮りして、また検討、決定していくものでございますけれども、高齢者に対して一定の運賃施策をしたいと考えておまして、今150円の運賃ですけれども、50円程度高齢者の方にワンコインで乗っていただけるような割引ができればなと考えています。こちらについても公共交通会議等でまたお諮りしていきたいと、7年度中に何らかのご案内ができるかなと考えております。また、ルートについては、これまでも課題としては出てきているんですけども、圧倒的に今寒川駅での乗降が多い現状です。それはハブを今寒川駅にしているからで、仮に役場をハブにしたらどうかというところは未知数ですけれども、現状ですと、寒川駅がハブになっている、ただ、コミバスの台数、それからドライバーさんも限られている中であると、取りあえず現状が、最適ではないけれどもベターな回答ではないかと考えています。ただ、こちらについても、そういったご要望、課題があるということは公共交通会議でも課題の1つとして検討材料にしていきたいと考えています。また、中瀬や大曲については、なかなかコミバスも通っておらず、小さいバスもというところで、コミバスに携わっていただいている事業者さんに聞いても、なかなか運転士が見つからないという中で、細やかに回ろうとすると運転士さんの問題にどうしても突き当たってしまう、そういったところもありまして、ただ、こちらについても運転士の問題も含めて、今後これもまた公共交通会議での課題の1つになってこようかと思えます。どうしても運転士が足りないと、バス事業者さんはメインの路線バスにそちらのリソースを回すとなると、地域交通が逼迫してくるというところは、寒川町のみならず地域交通全体の課題でございますので、また自動運転はまだ先の話になってしまいますが、それも視野に入れて乗り合いタクシー、デマンド交通等々も視野に入れていかなきゃいけないのかなと考えていますので、こちらについても公共交通会議の課題とさせていただきたいと思えます。

最後に公園ですね。遊具関係でございますけれども、委員ご指摘のように、使用禁止になっている遊具も確かにございます。こちらについても、今回の7年度予算では特定の何を修繕するという費目では持ってございませんけれども、とにかく発生して手をつけられ次第遊具等を修繕していくという形の、これは維持管理委託料の中に入っていますけれども、随時手配して直していく、そういった形では予算化してございます。

以上でございます。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず耐震改修で、シェルターは50万円上限で半額補助、間違ったら後で訂正してください。半額補助をしていく、50万円だったらとしたら半額の25万円を補助していく、命を守っていくというところで、これは例えば工事をしていく業者さんというのは、今までの耐震工事と同じ町内の業者とか、そういった細かい規定があるのかどうかお聞かせください。令和7年度は、あと何件ぐらい見込んでいるのか、お聞かせください。それから公共交通充実促進事業費、150円から100円程度へ高齢者の方の金額を緩和していく、もちろん安い分には高齢者の皆さん、利用者の皆さんは大変助かると思いますけれども、私のところに届いてくるのは、今まで乗っていなかった人が、高齢者になって足がなくなっていくことで、近いとはいえ、駅まで行くルートを歩いて行けなかったり、足の確保というお声が多かったというのが現状。安くしてほしいというよりも、足の確保を充実させてほしいというほうが多かったので、これは今後の検討というお話でしたので、バス業者さんというよりも、細かに行く感じのタクシー業界に話を持っていくというか、そういうほうに切り替えていく2つのパターンがあるかと思うんですけれども、そういったバス業者ではなく、タクシー業者に、こういったことができないかという話を持っていくことが可能なかどうか、それも公共交通会議の中での議論になると思うんですけれども、そういったことが検討できるのかどうかお聞かせください。結構山間部とかで乗り合いタクシーを、よくCMでやっていますけれども、こういう街中でもそういった現実が起きているので、その辺の高齢者の皆さんの外出支援というか、高齢者支援が令和7年度公共交通会議の中でしっかり議論していただけたらいいと思います。運賃が安くなっていく分には全然私も、皆さんがより積極的にバスを利用していただけてという部分では、いいかなと思いますので、それだけお聞かせいただければと思います。あと公園緑地の管理、維持管理委託料の中に修繕として今後入ってくるということです。いつまでたっても使用禁止になっているというお声結構上がってきていたので、予算が通ったらすぐ修繕に向けてお願いしたいなと思いますけれども、その際に小さい公園、中くらいの公園とか、様々ありますけれども、今各自治体が公園に力を入れていて、以前の常任委員会の提案の中にもあったかと思えますけれども、ユニバーサルデザインの公園、今の形に合った遊具に変更していく、ブランコだったら本当に小さいお子さんでも乗れるようにベルト付とか、背もたれ付というのに変更していく、寒川町は子育てしやすいまちで売り出していますけれども、ソフト面はすごく充実してきていると思うんですけれども、外に出ていったときに地域の人々が安心して子どもを遊ばせられるところが少ないというお声は少なからず出ている中で、遊具1つそういったものに換えて、修繕というよりも変更していく計画を遊具全体にこれからつくっていただきたいなと思いますけれども、前回常任委員会としても公園の在り方みたいなのが問われていたかと思えます。提言されているかと思えますけれども、その辺を含めて令和7年度そういったことが考えられるかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 では、まず、耐震シェルターですね。こちらについては、業者は特に町内外は指定してございません。予算計上は初年度ということで、利用状況はまだ見えないところもあります

ので、2件程度計上してございます。改めて金額を申し上げます。補助対象額が50万円上限、その半分の25万円が補助上限ということでございます。おおむね先ほど述べた部屋を固める耐震シェルター、それからベッドのようなものの金額等々から適当な数字かなと考えてございます。他市の例なんかも参考にしてございます。続いてコミバスですね。こちらの狙いとしましては、外出を促すフレイル予防、それから今委員がおっしゃったような足の確保ですとか、昨今コミバスの経費も高くはなってございますけども、物価高騰対策、複合的な目的で高齢者支援の料金割引というものを考えていきたいと考えてございます。タクシー事業者については、現在バス事業者さんは、中型のバスについてはバス事業者で、ハイエース型、小さいバスについてはタクシー事業者さんが入っていらっしゃいますけども、こちらについても、確かに細やかに使えるもののほうが便利ですけども、これも現行のコミバスでも相当な経費を予算計上させていただいていますので、その辺もバランスを考えながらやっていきたいと考えてございます。修繕については、公園の遊具が壊れている、不具合というのもの、使われ過ぎて壊れているもの、ブランコなんかは、チェーンなんかがすり減ると使用中止にしています。これは公園管理者にとってはありがたい限りでございます。また使われないうえにさびついてしまったり、腐食が進むものもありまして、これはすなわち今その公園にニーズがあるかどうか、その遊具がマッチしているかどうかということもあります。なので、それをしっかりと精査しながら、今もしその遊具が使われずに腐れてしまった、そういったものについては、場合によっては撤去、場合によっては、委員がおっしゃったようなニーズにマッチしていない遊具の可能性もありますので、地域のお声であるとか、皆さんのお声を聞いて、直す際にはせっかくなので求められるものにしていきたいと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 耐震の関係は分かりました。2件で上限50万円の半額の25万円ということが分かりました。命が助かることが第一条件ですので、ぜひまた周知をしっかりしていただきながら利用していただけのように、また広報等を含めてしていただければと思います。あとコミバスの関係は、経費が物すごくかかっていることは重々承知で、1人も漏れなく要望がかなうかということ、なかなか難しい部分というのは重々承知しているところですけども、ニーズとしてそういうお声もあって、おうちから出なくなっちゃったのよというお声も聞いて、少しでも外出支援とか、今、課長がフレイル支援と言いましたけども、そういった部分もバランスだと思いますので、ぜひ協議会で検討していただきながら、いい案が、また私も勉強しながら何かの提案をさせていただければと思います。あと公園の遊具ですけども、使われ過ぎて壊れていってしまうものは、すぐ直していただいて、今の快適な遊具にさせていただきたいですし、使われなくて劣化していくというものもあるのかなという気が今しているんですけども、ニーズに合った、ただ、遊具が何もなくなっちゃった公園もあって、それはそれでどうなのかなというのはあるので、小さなお子さんにとっては、1回中央公園までぜひバスでお越しくださいと言われてたんですけど、バスに乗って中央公園に来ることすら難しい地域の方、コミバスに乗って来てくださいというご答弁をいただいたんですけど、それすらも難しいから地域の公園があるわけですよ、地域の方が使う。そこに遊具を配置していただいて、もしなかったとしたらボールで遊べるとか、今ボールも禁止という公園が結構あったりするんで、用途に合わせてだと思えますけれども、ハード面の子育て支

援の充実もぜひしていただきたいなと思いますので、全て財源が必要になってきますから、またバランスよくなっていくと思いますけれども、使えるものはしっかり修理していただきながら、子どもたちが笑顔で外で遊べる環境づくりをぜひまたお願いしたいなと思います。3問目は要望で結構です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 4点お伺いします。まず4ページの耐震改修なんですけど、今回予算の中で150万円ほど減っていますけど、それについての要因というのがあればお願いします。それから5ページで、街区表示板の更新ということなんですけど、今回『「高座」のころ。』の色というか、イメージを使ってやるというお話がありましたけど、これに関してどの程度の箇所数を検討しているのか1点お伺いします。それと11ページ、私も公共交通のコミバスのことなんですけど、必ず言われるのが、使い勝手が悪いということをよく言われます。これに関して公共交通会議の中で7年度はどのように検討が行われるのかについてお聞きします。それと12ページの公園の維持管理なんですけど、これに関しては、利用者の多いところは意外と整備がされていると思うんですけど、ちょっと外れたところ、特に緑道なんかで外れた場所なんかだと草が伸び放題で放置されている場所もあったりして、住民の方からよく指摘されるんですけど、そういうところに関してしっかりと点検をやっていただきたいと思いますが、それについての見解をお願いします。

以上です。

【小泉委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 まず耐震については、予算が減っているところでございまして、実績に基づきまして予算を7年度については減額させていただいたところでございまして、こちらについては、より一層の周知等々取組を進めていきたいと考えてございます。街区表示板の箇所数については、担当よりお答えいたします。

【小泉委員長】 大野副技幹。

【大野副技幹】 2つ目のご質問である街区表示板なんですけども、来年度令和7年度予定している場所としましては、一之宮の三丁目から七丁目を予定しておりまして、街区の数としましては、約111街区の経年劣化等々で傷んだ街区表示板の更新を予定してございます。なお、色につきましては、従来は青緑色ということで、ちょっと暗いブルーの感じだったんですけども、それにつきまして『「高座」のころ。』のブラウン、その色を新たな色としまして、ワンポイント入れる予定ではあるんですけども、そちらの色に更新していく予定でございます。

以上です。

【小泉委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 続きまして、3問目のコミバスについてですけども、使いづらいというお声はこちらにもいただいております、主にルート、ダイヤについてかなとは思いますが、こちらについては確かにハードルが高い部分がございます、今後考えていきたいなと思っておりますのは、料金の支払方法ですね。コミバスは今全て現金ですけども、電子的な支払いもできたらと考えております。目下のところは、先ほど説明しました高齢者の運賃改定、そういったところを考えておりますけども、

その先については、少しずつでも使いやすいような形にできたらなと思っています。ダイヤ、ルートに関しては大変重い課題でございますので、それも慎重に公共交通会議の中で取り上げていきたいと考えてございます。

続きまして、公園ですね。特に令和6年度の夏に関しては、公園の維持管理は委託で出していますけれども、担い手の不足もありまして、草も伸び放題という現状は各方面からお叱りを受けたところがございます。そちらについては、7年度については、機械も充実させて、緊急性のあるところについてはすぐ処置ができるようなところも考えてございます。点検についても、遊具点検委託は引き続きやって、なるべく早い段階で不具合を発見して修繕をかけていきたいなと考えていますし、公園の巡回点検、新たに18ページをご覧いただければと思うんですけども、14番、町内公園等巡視簡易補修委託というのを、新たな項目ですけども、我々事務職も全ての公園を見に行けない、常に巡回できるところはございませんので、新たに巡回をしてもらうような要員をつけてもらうような委託も含んでおりますので、そういう形で、なるべくくまなくできるように維持管理していきたいと考えてございます。

以上です。

**【小泉委員長】** 山田委員。

**【山田委員】** まず耐震改修に関しては、実績に基づいてということで了解しました。いずれにしろ、先ほどの答弁にありましたけど、周知をしていくと、そういうところでしっかりとやっていただきたいと思います。それに関してはオーケーです。あと5ページの街区表示板に関しては、一之宮三丁目から七丁目ということで了解しました。ただ、これはブラウンということで、どうなんですかね。目立つのか、目立たないのか、やってみないと分からないかなと思うんですけど、なるべく分かりやすい表示でお願いしたいと思います。

それから、公共交通のコミバスに関してですけど、なかなかハードルが高いということで、これも町民の方からいろんな要望が出ていますので、対応していただきたいのと、あとは支払方法に関して、今電子的なことも検討しているということですけど、もっと簡単にやるんだったら、回数券でもいいのかなと、要望も出て、小銭はなかなか財布に入っていないから両替してもらうのも大変だということもありまして、回数券でもいいんじゃないかというご意見もありましたので、そういうところも検討の課題として上げていただきたいなと思います。あと、公園緑地に関してはしっかりと委託も今回やるということで、委託に関しては、道路課さんの中でも巡回をやるようになっていきますので、そういうところをしっかりと連携してもできるのかなと思いますので、しっかりとしていきたいなと思います。こちらは要望としてでいいです。

以上です。

**【小泉委員長】** 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

**【吉田委員】** 2点質問させてください。関連するんですけども、1点目は、公園緑地関連経費でございます。先ほど他課でも質問してしまったんですが、川とのふれあい公園トイレ環境でございます。利用者さんからの声であったり、お手洗いの件はよく言われておるところではあるんですけど、あとスポーツをされる方の着替えるスペースであったり、防犯上の意味であったり、そういったものが欲しい

など、適切に造ってほしいという意見はいただいておりますので、そこまで行っちゃうと予算から離れちゃうので、トイレ環境の改善は、いろいろトイレの清掃費が計上されておりますので、本年度はどのように考えていらっしゃいますかという点が1点と、もう一つは、関連が国県道路整備促進事業費に関わるのかなと思うんですが、両方共関連するんですけれども、さがみグリーンラインに関する件でございます。県では、自転車の憩いの場所として芝公園であったり、ベンチであったり、造りますよというところで、本来であれば7年度まで計画して8年度から公園を造り始めるはずの予定ですよ。先ほども申し上げましたとおり、施設的にあのエリアは開発がされてもいいのかなと思っておりますし、これは神奈川県のことですので、適切な施設要望等は例えばさがみグリーンライン上にしているんでしょうか、寒川町サイドからの発信でという点で、まず1点目の質問をさせていただきます。そこにトイレが入ったらいいのになと思ってますので、関連しておりますけれども。

【小泉委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 まず、川とのふれあい公園が主になるかと思えますけども、確かにスポーツ課のときにもご質問いただいたように、なかなかトイレ環境は厳しいところがございまして、こちらとしても種々検討はしておったところございまして、少なくとも今のくみ取り式はなかなか厳しいところがあります。スポーツ課のときにも委員もご承知の上でということでしたけれども、河川区域、要は堤防の外側、川側ですと、いろいろ難しいところがございまして、特にトイレに関しては、給排水をしっかりとしないと、ただ、河川敷にはそういったものが造れないというのはスポーツ課でもお答えしていたところで、となると、堤防より陸地側のなるべく近いところにトイレを造れないかということで、費用面ですとか、そういったところを実は検討した経緯がございまして、特にどうしてもくみ取り式でない、つまり水洗という形にしますと、排水の問題が大分厄介でして、あそこは下水道管がすぐそばには来ていない、となると例えばくみ取りではないけれども、水洗に近い形のトイレ、下水道管を使わないトイレというのも検討の1つに挙がりまして、それはそれでまた維持管理経費が大分かさむ、となると、まず川とのふれあい公園全体として今後リニューアルしていかなきゃいけないんじゃないか、当然維持管理方法も現在直営でやってございますけれども、そういった形でただ単に財源がない中での投資ではなく、何らかの財源を見いだしながら整備をやっていく必要があるんじゃないかということで、引き続き今検討している段階でございます。またいずれ、現状のままというのは、こちらもなかなか厳しいと考えるので、できるだけ早いうちに案をお示しして、改善につなげていけたらなと考えてございます。グリーンラインの件については、県も整備をいよいよ進めていくという中で、町もグリーンラインについて、いろいろこうしてほしい、こういう形でもし整備ができたらなというところは、今神奈川県さんとも一緒に進めているところでございまして、こちらについても、まだ現在案の段階でございますので、またしかるべきときに案が固まった段階で議会にもご報告できたらなと考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 トイレの件は、事情はよく承知しておりますので、できる形を考えてもらえればと思います。さっきの課とも関連しますが、あそこで火事が起こったときに水を取りにくいところがないんですよ。川からポンプアップというのも今の時代なかなか難しかったり、場所によってはそれも難し

い状況があるので、水事情が厳しいのも理解はしているところではあるんですけども、とはいえ、河原関係は、例えば宮崎県だと延岡でかわまち交流館というのがあります。地域の交流館で、それこそ堤の上にてできているところがあります。視察に行ったこともございますけれども、あと、かわまちてらす閑上というところもあって、あれができるんだったら、こっちでもできなくないよねというような施設が、他の場所を見ればできているところもございますので、国で河川空間の利用が緩くなった、マニュアルの名前は忘れちゃいましたけど、そういったものもできたところがございますので、密接に関連しながら、藤沢土木の計画の中でも河川にふさわしい緑の空間を形成し、ネットワーク化の重点を図る拠点として取り上げられている中で、寒川側の一之宮緑地もわざわざここに載っているような場所がございますから、今回の国土整備促進事業費ともちゃんと関連させてもらえれば全部持出しじゃなくてもいいんじゃないかなと思っておりますけれども、これ以上に関しては予算と離れますので、場所を変えますけれども、意見として聞いておいていただけたらと思います。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 以前にもお話ししたことがあると思うんですけども、正月三が日の中央公園駐車場の営業行為を町または指定管理者が直接行えば、多分300万円を超える粗利益が見込めると思います。例えば体育館で業者が販売を行う場合、売上げの10%を指定管理者に支払うという実は決まりがあまして、そのようなことから考えれば、駐車場を営業としてやる場合、その収益の10%ぐらいは徴収してもよいのではないかなと思っています。これは様々な因果関係を抜きにして今発言をさせていただいております。

それとあと、公園内の自転車の乗り入れについては、注意灯を設置していただいて、これは非常にありがたいと思っています。また、寒川中学校では、校長先生が紺碧の理想の中で、公園内は自転車で走り抜けてはいけないよということをきちっと啓発していただいております。それを自分も紺碧の理想を見て非常にありがたいなと思っていますので、そういったところもほかの中学、あとは小学校等にも調整してやっていただけたらなと思っています。

【小泉委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 中央公園の駐車場については、こちらも今年度今説明しました予算には計上はございませんが、目下、駐車場の在り方は具体で検討しているところでございまして、駐車場の事業者さんからも幾つかヒアリングをしているところでございます。ただ、現在無料でお使いいただいている、体育館の駐車場でもあり、中央公園の駐車場でもあるところでございますけれども、無料ゆえの評判のよさというところもあります。ただ、駐車場の路面、アスファルトも傷んでおりまして、お金を頂くからには、あの路面ではということもありますし、そもそも維持管理上も限界に来てございます。中央公園、体育館を造ってから1回も打ち直しはしていない舗装でございますので、となると、巨額の投資が必要になってくる、それに見合う、それが回収できる料金設定となると、ヒアリングだったり、こちらで試算したところだと、なかなか皆さんにお示しできる料金にはならないなと、えっと言われてしまうような料金になるということなので、単純にその分の転嫁は難しいかなと、舗装を確かになければ純粋に利益は、経費をかけなければ十分利益は上がるんですけども、駐車場と呼べない代物に

なってしまいますので、となると、なかなかペイするのは難しいかなというところがございます。ただ、正月の利用に関しては、当然指定管理者からも報告を受けています。また利用者の方からも体育館を使いに来たけども、正月は目的外利用でいっぱいだよと、有料化とはまた別の課題として、お正月の恐らく参拝のご利用かと思えますけれども、そういった利用についても何らかの対策を講じなければと考えています。となると、タイミング的には駐車場のまず路面の改修は直近でやらないとなかなか厳しい、また駐車場代を取る、取らない、幾らにするという課題にもそろそろ何らかの答えを出さなければいけない、また正月の利用についても答えを出さなきゃいけないというところで、今回7年度当初予算に反映できませんでしたが、近々にまたご説明できる案ができましたら、ご説明したいと考えてございます。

あと自転車の乗り入れについては、今こちらも不勉強で、寒中さんでそこまでやっていただいているところは存じ上げませんでしたけども、教育委員会とも連携を取って学校さんに協力できる場所はお願ひして、こちらもしっかりと啓発、我々も中央公園へ行くと注意させていただいているところがございますけども、貼り紙だらけというの、はばかれるところでもありますけども、皆さんがここは自転車を乗り入れちゃいけないだよという雰囲気はつくれるようにしていきたいと考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

それでは、横手委員。

【横手委員】 公共交通の在り方でお聞かせいただきたいんですけども、いろいろ言っていたライドシェアについては、今三浦市が新年度を迎えるに当たって若干縮小ぎみになっているという話は聞いています。ただ、継続していくということで、予算もそこそこついているみたいなんですけれども、寒川には寒川の事情があって、三浦には三浦の事情があって、全く違うライドシェアになると思うんですが、ライドシェアに対する考え方というのは、今どう思っているのかお聞かせください。それと、ちょっと違うかもしれないんですけど、用田のところにごく大きいのがあって、サイクル・アンド・バスライド、神奈川中央交通さんとのコラボレーションになると思うんですが、そういう意味でいうと、公共交通を使う意味で、これは多分通勤通学になっていくと思うんですが、それについて桜のバスライド寒川版みたいなのは、今お考えかどうかをお聞かせいただければと思います。それから免許の返納者に対する公共交通でのフォローみたいなものというのは、今どのようにお考えなのか、それと3つお答えいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 ライドシェアに関しては、寒川でも検討はしたところがございますけども、都市部と需要の傾向は違うのかなと、事業化まではいろんな課題があるのかなと考えてございます。また、サイクル・アンド・バスライドについても、これも地域公共交通の形としては、また1つの選択肢だと考えてございますけれども、取り組むというところまでにはまだ至ってございません。また、免許返納者に対してということで、先ほど別の委員さんからの質問で触れましたけども、まずはコミバスに気軽に乗っていただくということと、あとは、これ以外にもまたいろんな方法をこれからも、模索という形になってしまいますけども、していくのかなと考えてございます。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 よく分かりました。少し研究が必要なのかなというのももちろんありますし、状況がそれぞれによって違うのはよく分かるので、少し時間がかかるかもしれませんが、これは言い続けようかなと思いますので、いずれにせよ、ライドシェアにもそうですし、それからサイクル・アンド・バスライドは必ず必要になってくると思いますので、必要じゃなくなったときには町が廃れていると思っておりますので、その辺はしっかりと今後も検討いただければと思いますので、意見として捉えていただければ幸いです。

【小泉委員長】 では、他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部都市計画課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは次は、都市建設部倉見拠点づくり課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

飯田まちづくり担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 それでは、これより都市建設部倉見拠点づくり課、それから都市整備課に関する令和7年度の予算審査をよろしく願いいたします。初めに、倉見拠点づくり課でございます。説明につきましては鈴木課長より行いますので、よろしく願いいたします。

【小泉委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 それでは、倉見拠点づくり課所管の予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明いたします。なお、倉見拠点づくり課につきましては、組織の見直しに伴い、全予算が予算特別委員会説明（参考）資料の備考欄に記載のとおり、町長室倉見拠点づくり担当に変更となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。タブレット資料2ページ、ツインシティ倉見地区整備事業費については、東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取組を行うものでございます。8節の旅費は、職員の普通旅費です。11節の役務費は、まちづくりニュース等の郵送料です。12節の委託料は、ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査委託料で、まちづくりの検討に当たっての基礎資料を作成するため神奈川県と共同で行うもの及び事業の効果等を調査するものです。18節の負担金、補助及び交付金は3件で、ツインシティ整備調整協議会負担金、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会負担金、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金の3件でございます。

続いて、下表をご覧ください、本事業費の特定財源でございます。歳入番号1、街路交通調査費補助金は、土地区画整理事業に関する調査等を対象とする国からの補助で、補助率は3分の1です。県と共同実施する調査に係る委託料へ充当しております。次に、歳入番号2、ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査神奈川県負担金は、今申しあげました県との共同で実施する調査費用のうち国庫補助金の差額の2分の1を神奈川県が負担するもので、こちらも県と共同実施する調査に係る委託料へ充当してお

ります。

次に、タブレット資料3ページ、東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。本積立金は、寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅設置に要する費用を積み立てるもので、令和7年度は、預金利子を含め5,140万円を計上しております。

続いて、下表をご覧ください、本基金積立金の特定財源は、下表に記載のとおりでございます。なお、令和7年度末の基金積立額は、8億7,184万4,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山上委員】 新幹線新駅で、積立金に関してなんですけど、積立ての根拠というものはどうなっているのか、それと今回の予算の中でまちづくりの調査委託とありますけど、その中でも今後いろんな費用面でも、もしくはいろいろな積算も出てくると思うんですけど、まずは積立金5,000万円の算定の根拠というものをお聞かせください。

【小泉委員長】 鈴木課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 こちらにつきましては、今申しあげました条例に基づき積み立てているものでございます。来年度の金額につきましては、ここ数年5,000万円ずつプラス利子で積立てを行っているもので、来年度につきましても、財政当局と町全体の予算の中から適正な額ということで、こちらの額を計上させていただいております。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 条例に基づいてということですが、誘致が決定したときの駅の建設の費用というものがたしか算定されていると思いましたが、それについては現在でも変わらない考えでよろしいのか。

【小泉委員長】 鈴木課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 駅設置の費用につきましては、決まった当初に約250億円というのが神奈川県から示されております。現時点ではその金額についての更新は行われてはいないところでございます。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

それでは、廣田副委員長。

【廣田副委員長】 新しい委託が2本出ているんですけども、あまり詳しいと契約の話になっちゃうんですが、どんなことをやるのか、例えばB/C調査というのはベースとなるものは何ですか。あと経済効果推計なんですけども、この分析対象は何かとか、設定条件とか、項目とかがあると思うんですけども、その辺の概要についてお伺いします。もう一個まちづくり事業調査委託というのものなんですけども、これらをもって誰に対して何のために使うのかをお願いします。

【小泉委員長】 鈴木課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 2点ご質問をいただきました。まず1点目の委託料、こちらは予算説明（参考）資料の2ページに委託料ということで3件出ささせていただいております。まず1点目のご質問、費用便益費分析委託、それから経済効果推計委託、これはどういったことをやるのかというところについてでございます。まず費用便益費分析委託につきましては、投入した費用に対してどういった効果があるのかを求めていくという委託を考えております。内容につきましては、国から分析マニュアル等が出ていますので、それに準じた形で求めていきたい、そのように考えております。それから次の経済効果の推計の委託についてでございます。こちらにつきましては、町としてこの事業を行っていく上でどういった効果があるのかというのを町としても求めていこうということで、今回計上をさせていただいております。内容としましては、ツインシティ倉見地区の周辺ということで、直接の効果ですとか、生産誘発効果、それから雇用はどういったものが生まれるのか、そういったものであったり、地価のどのような上昇が考えられるとか、税金等々を含めてパターンに分けて推計をやっていきたい、そのように考えております。次に、2点目の神奈川県との共同調査になろうかと思っております。こちらにつきましては、来年度主に行う業務といたしましては、今年度に引き続きまして調査を行いますけど、大きな部分については基本的な道路ですとか、排水ですとか、整地だったり、そういったところの設計が大きな部分になってくるかと思っております。今年度に引き続き来年度は、県との共同調査2年目ということになりますが、これらの中で事業費等を求めていきながら、町としてどういったスキームで行うのが適正か検討してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

【小泉委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部倉見拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、引き続きまして、都市建設部都市整備課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

飯田まちづくり担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 これより都市建設部最後の審査になります都市整備課になります。飯尾都市整備課長より説明を行い、質疑につきましては出席職員で対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【小泉委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 それでは、都市建設部都市整備課所管の令和7年度の予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしく願いします。なお、都市整備課につきましては、組織の見直しによる所管課などの変更はございませんので、よろしく願いします。

タブレット資料は4分の2ページをご覧ください。田端西地区まちづくり事業費でございますけども、これは圏央道寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区において新たな産業集積拠点としての整備を実

施している寒川町田端西地区土地区画整理組合に対して、事業費の一部について助成金の交付を行うものでございます。なお、田端西地区の土地区画整理事業なんですけれども、令和6年度に現場の工事は終わっていますけれども、土地区画整理事業は、現場の工事が終わった後に換地計画の認可だとか、換地処分、区画整理登記、清算金事務、地番整理などの業務がございますので、それに対する助成を行っていきます。8節の旅費なんですけれども、県や国などの関係機関との協議などに出席する職員の普通旅費、10節の需用費は、土地区画整理組合に対して支援に必要な参考図書を購入費でございます。18節の負担金、補助及び交付金なんですけれども、土地区画整理組合事業費のうち、先ほど申し上げた換地計画の認可、換地処分、区画整理登記などに関する調査設計費について助成金の交付を行うものでございます。増減の理由は備考欄のとおりです。

次に、タブレット資料は4分の3ページをご覧ください。市街地整備事務経費でございます。これは市街地整備担当として事務を行うに当たり必要な経費となっております。13節の使用料及び賃借料は、技術吏員のパソコンのCADソフトの使用料になります。それぞれの増減の理由は、備考欄に記載のとおりです。

続いて、タブレット資料4分の4ページをご覧ください。歳入予算なんですけれども、都市整備課が所管しています町有地にある電柱の土地使用料として行政財産使用料を計上してございます。

以上で都市整備課所管の令和7年度予算につきまして説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部都市整備課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、続きましては、会計課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

徳江会計管理者(兼)会計課長。

【徳江会計管理者(兼)会計課長】 皆様、こんにちは。これより会計課が所管いたします令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により私からご説明をさせていただきます。また質疑につきましては、隣の袴田副主幹とともに対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書46、47ページの上段、2款総務費1項総務管理費5目会計管理費でございます。タブレット資料は100会計課の2ページをお願いいたします。こちらは会計課における事務経費でございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。10節需用費の印刷製本費は、各課で使用する封筒の印刷代等でございます。増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。11節役務費につきましては、金融機関への郵送料と税や保険料などの口座振替データの伝送に伴う金融機関への手数料並びに指定金融機関への振込手数料でございます。振込手数料につきましては、令和6年10月から公

金等の振込みに際して手数料の対象となったことに伴いまして、指定金融機関等に負担するものでございます。増減理由は、備考欄に記載のとおり、特別徴収の窓口収納手数料を税務収納課へ移管したことに伴うものでございます。12節委託料につきましては、口座振替データを各金融機関へ伝送するための運用費用でございます。増減理由は、備考欄に記載のとおりでございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、指定金融機関であるさがみ農業協同組合の役場派出所業務に対する負担金でございます。

次に、会計管理事務経費に対する特定財源でございますが、下表に記載のとおりとなっております。

続いて、歳入の一般財源でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。予算書は30、31ページ中段で16款財産収入1目利子及び配当金の株式等配当金でございます。地方債である神奈川県債を購入いたしまして、その配当金として4万3,000円を見込んでございます。

続いて、予算書は32、33ページ下段で、20款諸収入の預金利子でございます。会計課で管理しております資金を定期預金にすることにより利子を得ているもので、7年度は43万1,000円を見込んでございます。前年に比べ増額となっておりますが、預金利子の上昇によるものでございます。さらに歳入の中の16款財産収入1目利子及び配当金財政調整基金利子における財政課の説明でございました債券につきましてご説明いたします。国がゼロ金利政策を見直したことで金利のある状況となりまして、預金金利が上昇いたしました。それ以上に債券市場の金利上昇が著しく、債券運用の基準となる10年国債の金利等におきましては、預金金利を大きく上回るような状況となっております。かねてより町といたしましても、資金運用として定期預金等を行ってまいりましたが、これと併せまして債券市場の状況に鑑み、新たな資金運用として検討いたしました。債券等に係る情報収集を進め、債券市場の動向等を勘案しながら関係課並びに理事者等と協議の上、令和7年2月に首都高速道路株式会社債を購入いたしました。取得した債券の期間は5年間、金額は1億円でございます。同債券の条件決定が令和7年2月6日、最終償還日は、令和11年12月20日となり、利率は1.108%でございましたので、運用利子として年間で110万8,000円、これが約5年間得られることとなります。運用利子は年2回に分けて振り込まれまして、初回は令和7年8月28日に半額、2回目は、令和8年2月28日に半額でございまして、年額の金額となります。

以上で説明を終わります。審査のほどよろしくお願いいたします。

**【小泉委員長】** 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

**【小泉委員長】** では、ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上にて会計課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

**【小泉委員長】** 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三枝書記長。

【三枝選挙管理委員会事務局書記長】 皆さん、こんにちは。それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和7年度予算のご審査をお願いいたします。説明につきましては、私、三枝が行い、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明につきましては、予算特別委員会説明（参考）資料により行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料は2ページをご覧ください。職員給与費でございます。こちらは事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費でございます。財源は全て一般財源でございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。事務局経費でございます。こちらは選挙管理委員会の運営や事務局に係る経費でございます。備考欄記載のとおり、報酬は、選挙管理委員等の報酬、報償費は、町選挙管理委員会表彰に係る記念品代、旅費は、会議等出席のための交通費、交際費は、委員長の慶弔費、事業費の消耗品費は、選挙関係の法令集等の追録代や委員バッジ等の購入費でございます。役務費は、在外選挙人事務等の郵送料、選挙システム標準化に係る運用経費、期日前投票所増設に伴う通信回線利用料でございます。委託料は、選挙システム標準化に係るシステム構築委託、期日前投票所増設に伴う機器等の保守委託でございます。負担金、補助及び交付金は、湘南地区の4町で組織する湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金です。主な増減理由は、備考欄記載のとおりです。なお、本経費に充当している特定財源については、記載のとおりでございます。

次に、資料は4ページをご覧ください。選挙常時啓発事業費でございます。こちらは、選挙啓発や明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費でございます。備考欄のとおり、旅費は、職員の会議等への参加旅費、負担金、補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金でございます。財源は全て一般財源でございます。

次に、資料は5ページをご覧ください。参議院議員通常選挙経費です。こちらは、任期満了に伴い行われる参議院議員通常選挙に係る経費で、前年比全て増となっております。備考欄記載のとおり、報酬は、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人等の報酬、職員手当等は、書記の選挙執行事務や期日前投票事務、投開票事務等に係る事務従事者の時間外勤務手当等、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料等負担金、報償費は、ポスター掲示場設置場所への謝礼、旅費は、職員等の出張旅費及び、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、需用費の消耗品費は、選挙事務用物品や参考図書、期日前投票所増設に伴う物品の購入費、食料費は、投票立会人及び期日前投票立会人の食事代、印刷製本費は、投票所入場整理券、選挙記録手帳の印刷代です。役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料、期日前投票所増設による回線の追加料、投票用紙交付機や計数機等の点検手数料でございます。委託料は、ポスター掲示場設置及び撤去委託料、選挙公報全戸配布委託料、投票事務従事者の人材派遣委託料、投票システムの運用サポート業務、期日前投票所増設に係る機器システム追加設定等の委託料でございます。使用料及び賃借料は、投票所等の会場借上料、投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料及び投票用システム用コンピューター等借上げの経費でございます。備品購入費は、投票所で使用する投票用紙自動交付機の更新によるものや期日前投票所の増設に伴う機器等の購入費でございます。なお、本経費に充当している特定財源については、記載のとおりでございます。

最後に、資料6ページをご覧ください。令和7年度に休止及び廃止等する事業でございます。番号1、町議会議員選挙経費です。令和6年度に当初予算要求したこちらの経費につきましては、基本的に4年

に一度の実施であることから廃目としております。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 何点かお伺いしたいと思います。3ページで、事務局経費ですね。期日前投票所の増設分の様々な経費が今回計上されていますけれども、どこに増設して、どういった形で行っていくのか、計上された予算についてももう少し詳しくお聞かせいただければと思います。それから5ページの参議院議員通常選挙経費に選挙記録手帳等の作成と書かれているんですけども、これは事務作業上の記録手帳なのか、その辺を詳しく教えてください。それから寒川の町議会議員選挙も本当に低投票率で、私たちも反省すべきところがあるかなと思っているんですけども、若年層の人たちへの啓発というのは、結構注目をされてきて、私たちも条例の中で主権者教育というものを入れながら啓発をしていきたいなと思っているんですけども、一方で、今まで投票をずっとしてきていただいた方で、高齢化になったことで投票に行くのがないだったり、書くことがなかなか難しいといった場合に、支援ボードとかがきつと準備されていたかと思うんですけども、期日前に行っても当日の投票所へ行っても、支援ボードがありますよというのがしっかりと周知されていないというか、見てすぐ分かるようになっていない状況の中で、令和7年度は特に参議院議員選挙のときに、なぜか国政のほうが多分投票率が上がると思うんですけども、今まで投票してきてくれた方、また障害のある方が書きづらかったり、鉛筆を持つのが大変だったりという方への支援、こういうことをしてきますよと支援ボードでしっかりと啓発していく取組が令和7年度はあるのか、またそういったことをホームページに、最近見ていないんですけども、寒川町議会議員選挙のときにホームページにしっかりと載っているかなと思って確認したんですけども、掲載されていませんでしたので、そういったことのホームページへの周知、掲載というのは、令和7年度は考えているのかお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 三枝書記長。

【三枝選挙管理委員会事務局書記長】 まず、事務局経費についての期日前投票所の増設ということでございますが、7年度期日前投票所を北部の公民館で開催する予定でございます。これにつきましては、人件費ですとか、通信環境を整えるというところで経費がかかっている状況でございます。事務局経費につきましては、多くは参議院議員選挙に計上されております。事務局経費の期日前投票につきましましては、年間の回線の利用料、いわゆるランニングコスト的なものが計上されております。あと記録手帳ということなんですけれども、こちらについては、6年度から実施しましたわたしの投票記録手帳ということで、配布いたしました。基本的にはお子様を対象にという形になるかと思うんですけども、シール帳みたいな台紙、ノートを作成しまして、各選挙時にそれぞれ違うデザインのシールを作成して、これからは選挙があるたびに日付の入った違うデザインのシールを集めてもらうような形で作りまして、家族と投票所に来た思い出というか、初めて投票所に来たよという記念になるようにできたらいいなという形で作成いたしました。

なぜかという、データによると、子どもの頃に家族に連れられてよく投票所に来たお子さんという

のは、自身が投票権を得てからも、子どもの頃行かなかった人に比べて投票率が高いというデータが出ております。その辺りを考えまして、投票権を得てからの啓発というよりも、今回もうちょっと早い段階からの啓発にならないかなということで作ったところでございます。これはもちろんすぐに投票率につながるというものではないのかもしれないんですけども、家族で投票に行こうというような考えで、子どもの頃から選挙に触れて、なじんでもらって、将来の投票率の向上が図ればなと思っております。

また一方で、現在の有権者である家族の投票についても、お子さんがシール帳を機会に選挙に行こうとか、投票に連れて行ってみたいなことを言ってもらえると、また現在の投票率にもつながるんじゃないかなという考えで、今回これを作成していくところでございます。あと、若年層に対しての啓発ということなんですけれども、今お話ししたとおり、本当に若年層なんですけれども、こちらは投票権を得る前からの啓発を考えていますので、ちょっと新しい試みかなと思っております。あとは高齢者に関してのコミュニティボードも啓発が少し足りないというお話だったかと思うんですけども、こちらについては、投票所にもう少し分かりやすいような状態で掲示するようなことを、実際あまりコミュニティボードというお話を確かに受けていないのかなというところはありますので、こんなものもありますよ、準備していますよというところは分かるような形にしていきたいと思っております。あと、書きづらい方等がいらっしゃるかと思っておりますけれども、事務従事者にお声かけいただくとか、あとプラスチックケースを利用して、投票用紙の枠が分かるようなものも用意しておりますので、その辺もまたPRが足りないということであれば、こんなものもありますよということは周知していきたいなと思っております。あと、ホームページについてですが、記載内容が少し薄かったのかなと思っておりますので、こちらもしっかりと啓発については載せていきたいなと思っております。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず、期日前投票所は北部公民館が1つ増えるということで、まずは大きく前進をしたのかなと思っております。様々な経費はかかりますけれども、投票率アップにつながっていく一助になるのかなと思っております。町民センターは町全体でどの地域からも、町民センター1か所だったので、全町民有権者が行ってよしということでしたけれども、北部公民館ができることで地域を分けるのか、それともどちらでも、例えば南部の方でも北部の公民館で期日前投票をしてよいのかどうか、その辺の範囲をお聞かせいただけますでしょうか。

あと、記録手帳は分かりました。昨年の衆議院議員選挙から取り組んだやつですね。それを記録手帳と言うんですね。分かりました。じゃ、寒川町の議会議員選挙もシールがあったんでしょうかね、分かりました。

小さい子どもたちが様子を見て育っていくことで、投票率が有権者になったときに高くなっていくというデータは、私もどこかで見たような記憶があるので、小さい頃からの当たり前の行動として根づいていくといいのかなと思っております。これは分かりました。結構です。

また、若い方に対しての啓発は、もちろん今皆さんにさせていただいていると思うんですけども、今まで投票されてきた方も、自分の手で書いて投票したいという方もいれば、代筆してほしいという人もいたり、声に出ないからという選択をボードで示すやつが、去年NHKか何かで投票率アップに向けての

特集みたいなのをやったときに、そういったものがしっかりと掲示されていて、周知されていて、私も寒川町の状況を見たときに、用意はされているけれども、こちらから声をかけるとかという感じだったので、外からは分からないけれども、書けない方もいらっしゃる、表面上は分からなくても、なので、きちんと掲示していくことで期日前にしても、当日の投票にしても、支援ボードがあるんだなということが分かれば、それに対して自分からお願いができるという意味では、しっかりと掲示をしていくのが大事なのかなと思うのと同時に、寒川町の議会議員選挙のときもそうでしたけれども、多くの方がホームページを見て選挙のいろんなことを調べていました。こういうのが載っていないということを結構言われて、その支援ボードとか、障害のある方が、自分がいつも使っている握りやすいボールペンを持っていったのかとか、そういったお声も結構聞いて、問合せをしましたが、そういったことがほかの自治体はしっかりと選挙の支援としてホームページに掲載されている、寒川町は選挙管理委員会として、こういったことを皆さんに投票しやすい環境をつくっていますよとしっかりと載せている。本当に一助かもしれませんが、一人でも多くの方に投票していただく環境を整えていくというところでは、まずはホームページに掲載していくということが大事なのかなと思っておりますので、その辺はもう一度ご回答いただきながらお返事をいただければと思います。

【小泉委員長】 三枝書記長。

【三枝選挙管理委員会事務局書記長】 まず、期日前投票所の北部公民館なんですけども、区域で分かれるということではなくて、現在考えているのは、どちらでも投票ができるような態勢で考えております。あと今のお話、ホームページなんですけども、ごめんなさい、繰返しになってしまうかもしれませんが、そういった部分で記載内容が足らなかったのかなということだと思いますので、今後につきましては、どんな内容か精査しまして、必要な情報というものを載せていくような形を考えていきたいと思っております。

期日前投票の内容について、補足をさせてください。2か所で行うということなんですけれども、ただ、期間を北部については狭まった形で考えております。選挙によって期日前投票の日には、長いのもあれば短いのもあるんですけども、今回の北部での期日前投票の期間は、町の選挙で行っている4日間を考えております。ですので、国の選挙、例えば参議院が16日にあるかと思うんですけども、それに関しましても、北部での開催は町の選挙と同じ4日間で水曜日から土曜日という形で考えております。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。北部は4日間で短いということで、これは時間は変わらないけれども、日数だけが投票日から4日、開始から4日、どちらだろう、それだけお願いします。

【小泉委員長】 三枝書記長。

【三枝選挙管理委員会事務局書記長】 日曜日の投票日ですので、その前の土曜日、金曜日、木曜日、水曜日という日にちで開催する予定でございます。

以上です。

【小泉委員長】 あと時間ですね。

【三枝選挙管理委員会事務局書記長】 時間につきましては、町民センターで行っている時間と同じ

で予定しております。午前8時半から午後8時ですね。

【小泉委員長】 では、他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 では、今、太田委員からいろいろ質問が来ましたので、期日前投票所に関しては、以前からいろいろ提案しては、何とか少しでも前進したのかなということで、いいことかなと思っています。それに関して今答弁が来ましたので、オーケーです。あと投票率向上で、選挙記録手帳ということで、私もプレス発表があったのをタブレットで見たのが選挙が終わってから気づいてしまったというところがあったんですけど、若年層の選挙に対しての啓発という形であるんですけど、これは逆に言うと、有権者でもこの手帳を配ることで、効果が出るんじゃないかなと思っています。ほかの自治体では、選挙割とか、選挙の投票済証をもらったら、それをお店に持っていくといろいろ割引が効くとか、そういうところも、かなり取り組んでいるところもあります。それに対して、これだったら、シールをもらうだけでも記念になるのかなというところで、もうちょっと幅広くでもいいのかなと思いますけど、それについての見解をお願いします。

【小泉委員長】 三枝書記長。

【三枝選挙管理委員会事務局書記長】 今のまず、わたしの選挙記録手帳ということですけども、お配りするのは基本的には想定しているのはお子様なんですけども、希望者であれば特に年齢制限なくお配りはしております。前回の選挙についても、なかなかの数が配布できたというような印象を持っていますので、数の限りというものはあるんですけども、特に年齢は設けてはおりません。大人の方でもお渡しして、ご自身の記録として使っていただければと思っています。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 記録手帳に関しては、年齢は関係なくということで、ただ、今回の選挙の投票所に行ったんですけど、置いてあったのかなと思って、気づかなかったので、選挙投票所でも周知することも大事かなと思います。ぜひともそれを今後の選挙に向けて、それで記録手帳は衆議院議員選挙のときからでしたか。そのときも周知が全然なかったのかなと思っています。それに関して今後とも活用をお願いしたいと思います。それと今後の投票率のことに関してなんですけど、あと今回期日前投票所ができたということでもありますけども、今後の提案としては、地方によっては移動する投票所もやっているところもあります。そういうところもほかの自治体の先進事例なんかを参考にさせていただいて、次回の投票率を上げて、というのは、高齢者で何100メートルでも投票所まで行くのが大変だということも今回の選挙でも聞いています。ぜひとも検討いただきたいと思いますので、これは意見として。

【小泉委員長】 芹澤書記。

【芹澤主任主事】 まず、投票率向上の取組の先ほどからお話がある、わたしの投票記録手帳とシールなんですけど、これは衆議院議員選挙のときに初めて、これまでいろいろと投票率向上に向けた検討をした中で、投票所で配る例えば投票の証明書に工夫をしたらどうだとか、いろいろと検討した中で家族で投票所に行ってもらうことで、子どもさんには親と一緒に連れて行って、先ほど書記長からも答弁させていただいたとおり、選挙や政治に触れていただく、また親御さんに対しては、子どもに親の背中を見せるという形で、親がちゃんと政治や選挙に関心を持っているんだよというところを見せていただ

けるんじゃないかということで、それで始めようとした取組でございます。ただ、衆議院議員選挙のときは、かなり短期間でこれを印刷製本にかけなきゃいけないくて、ぎりぎりだったんですね、完成したのが。ですので、本当に当日やと各投票所に配置ができた状態で、実物をお示しして啓発ができなかったという反省がございました。ですので、今回の2月の町議会議員選挙のときには、プレスリリースもさせていただいて、一部の新聞にも記事として掲載していただきました。また来年度は、広報でも周知が大々的に参議院議員選挙の前にできないかということも考えております。こうして家族で投票所に行ってもらって家族連れ選挙というのが寒川では当たり前だよとなるような取組として、ひとつ広がっていったらなと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 投票所の設置についてなんですが、私の住んでいる岡田地区の福祉活動センターは、金曜日の午後に投票所の設置をされると伺っております。こちらの福祉活動センターは、金曜日の午後も基本的には活動されているので、障害者にとってルーチン活動というのは非常に重要であると思っております。そういった中で、その投票所の準備について、もしできるのであれば、活動センターが終了した後、または土曜日の午前中にできないかなと思っております。それともう一つ、期日前は北部公民館で行われるということなんですが、投票箱の保管については、どうされるんでしょうか。初めてのことで、投票箱をそのまま置いておくのかどうするのかお伺いしたいと思います。

【小泉委員長】 三枝書記長。

【三枝選挙管理委員会事務局書記長】 まず1点目、投票所の設営なんですけれども、現在各投票所の設営は、基本的にはお話しのとおり、それぞれの投票所の投票管理者、職務代理者、事務従事者に当たる町の職員が、投票日の前々日の金曜日の午後に設営しております。また土曜日の選挙における人員体制なんですけれども、選管の職員と併任書記で対応しております。その中で土曜日につきましては、土曜日の期日前投票ですとか、日曜日の投票の準備で、一番大きなところでは日曜日の開票所の準備ですね。体育館での大きな開票所の準備等がございますので、人員的に土曜日の投票所の設営までは現状なかなか難しいかなという状況でございます。各投票所の設営につきましては、実際投票所で従事する職員の態勢が整っているとき、人員がある金曜日のうちに準備ができればと考えておりますので、なるべくこれにつきましてはご協力願えればなと思っておりますけれども、本来の業務というものもあるかと思っておりますので、またその辺につきましては、お話をいただければなとも考えております。期日前増設分につきましては投票箱なんですけれども、その日その日で持ち帰ってきて管理するような形では考えております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、続きましては、監査委員事務局の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 それでは、監査委員事務局所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により、説明は私、磯崎が、質疑につきましても対応いたしますので、よろしく申し上げます。

まず、監査委員事務局につきましては、組織の見直しによる変更はございませんので、よろしくお願い致します。

タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、職員2名分の給料、職員手当等、共済費でございます。

続きまして、資料3ページ、監査委員事務運営経費の報酬につきましては、監査委員2名分の報酬、旅費につきましては、監査委員の費用弁償と職員の普通旅費、交際費につきましては、監査委員の交際費、需用費につきましては、追録代等の消耗品費、負担金、補助及び交付金は、湘南地区監査委員連合会及び神奈川県町村監査委員協議会への負担金でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【小泉委員長】 では、これにて質疑を打ち切ります。ご苦勞さまでした。

以上で、監査委員事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【小泉委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの監査委員事務局をもちまして、本日の審査は終了となりました。明日が教育委員会、そして最終日27日が総括質疑となりますので、本日までの審査分についての総括質疑の準備をしていただきたいと思っております。総括質疑の様式は、事務局からメール等で皆様に配信されておりますので、ご確認をよろしくお願い致します。明日以降の予定でございますが、3月25日、教育委員会の審査終了後、皆様方には総括質疑の質問要旨を提出していただきます。時間につきましては、教育委員会終了後この場にて皆様にお示しし、提出していただきます。その後特別委員会を再開させていただき、要旨を確定したいと思っておりますので、皆様には何とぞ準備をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまをもちまして、本日の特別委員会を閉めさせていただきます。

最後に、副委員長から一言お願いいたします。

【廣田副委員長】 それでは、予算特別委員会3日目を閉会といたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後4時49分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長